

タイ国 投資委員会ガイド 2018



タイ投資委員会事務局
www.boi.go.th

タイ国 投資委員会ガイド 2018



タイ投資委員会事務局
www.boi.go.th

前書き

このタイ国投資委員会ガイドは、タイ投資委員会事務局 (BOI) が、2015 年 1 月 1 日以降に提出される申請案件について、投資奨励申請の基本的な情報を提供するために作成したものです。内容は恩典、投資奨励対象業種表、および関連布告、奨励申請に関する重要な規定、基準などから構成されています。

投資奨励に関する政策、恩典付与の基準、および対象業種は適宜変更される可能性があるため、詳細は BOI のウェブサイト www.boi.go.th もしくは E-mail: head@boi.go.th もしくは投資サービスセンター Tel.: +66 (0) 255381111、+66 (0) 25538216 までお問い合わせ願います。

タイ投資委員会事務局
2018 年 6 月

目次

第 1 部

基準および政策

投資委員会事務局について	ページ	4
投資奨励法に基づく恩典		7
7 ヵ年投資奨励戦略 (2015 年 - 2021 年) に基づく投資奨励政策		8
恩典付与の基準		12
一般投資奨励対象業種表		24
その他の政策および特別措置		76
1. 生産効率向上のための投資奨励措置		77
2. 南部国境地域における産業開発のための投資奨励政策、および南部国境 地域におけるモデル都市産業開発のための投資奨励措置投資奨励措置		80
3. 特別経済開発区における投資奨励政策		83
- 特別経済開発区における対象業種表		87

第 2 部

投資奨励申請の手続き

投資奨励申請の手続き	99
プロジェクト進行および恩典利用の手続き	100
投資奨励の手続きおよび所要期間の規定	102

第 3 部

可能性調査報告書

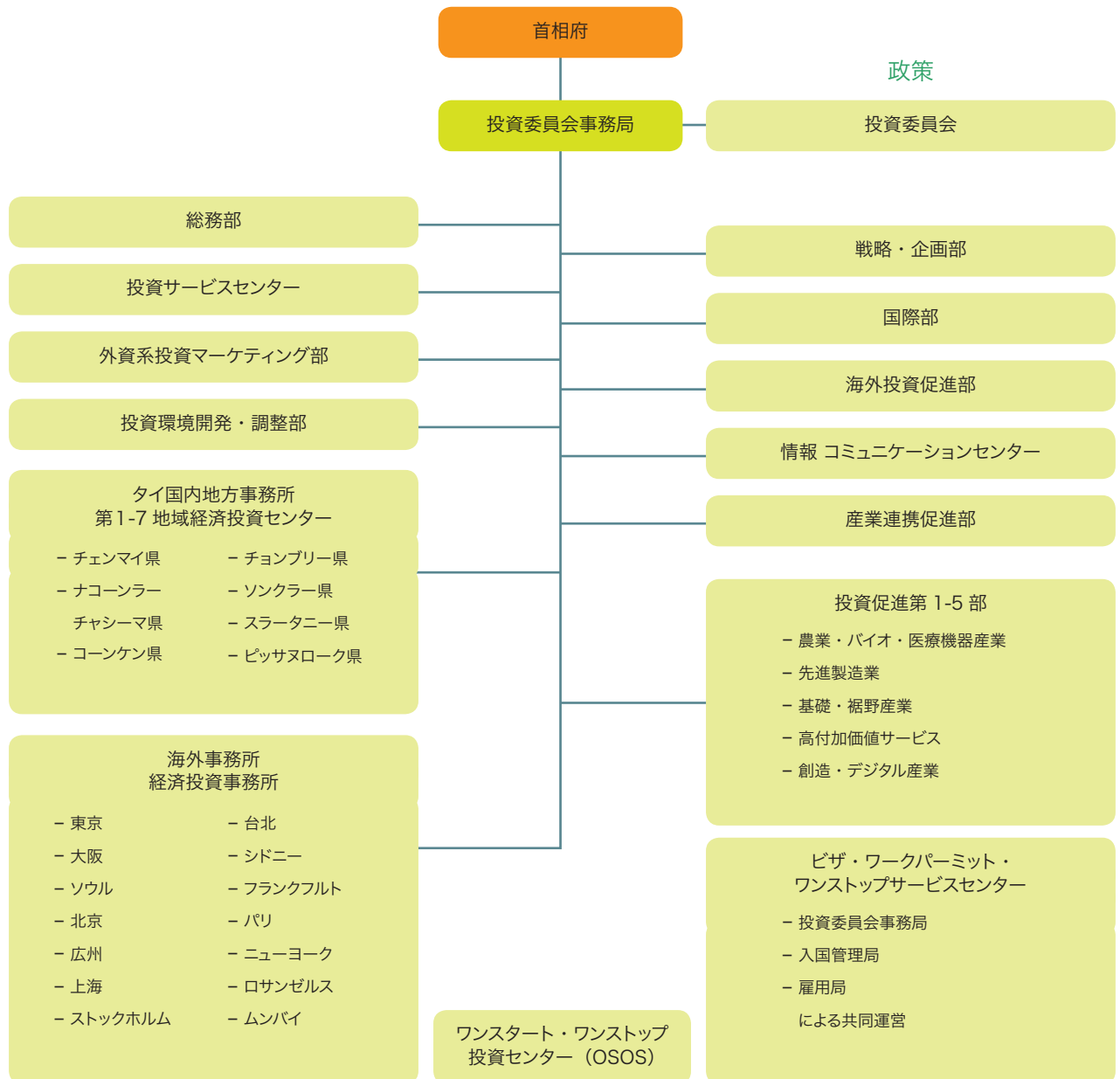
投資奨励申請プロジェクトの可能性調査報告書	105
-----------------------	-----

第1部 基準および政策

投資委員会事務局

投資委員会事務局は、首相府傘下の局に相当し、投資促進を担当する政府機関である。仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法、および仏暦 2534 年 (1991 年) 増補改正第 2 版、仏暦 2544 年 (2001 年) 増補改正第 3 版、および仏暦 2560 年 (2017 年) 増補改正第 4 版に基づき、投資委員会は投資奨励政策を定める。

投資委員会組織図



投資プロジェクトの監督・審査担当部署
およびアドバイスの提供担当部署

投資プロジェクトの監督・審査担当部署

投資促進第1部

農業・バイオ・医療機器産業
の投資プロジェクト
の監督・審査を担当

投資促進第2部

先進製造業
の投資プロジェクト
の監督・審査を担当

投資促進第3部

基礎・裾野産業
の投資プロジェクト
の監督・審査を担当

投資促進第4部

高付加価値サービス
の投資プロジェクト
の監督・審査を担当

投資促進第5部

創造・デジタル産業
の投資プロジェクト
の監督・審査を担当

アドバイスの提供担当部署

投資サービスセンター

投資奨励申請に関するアドバイスの
提供、投資に関する様々なサポート

ワンスタート・ワンストップ
投資センター(OSOS)

ビジネスや各種許可申請に関
するアドバイス・情報の提供

産業連携促進部

産業連携、ビジネスマッチング

投資奨励法に基づく恩典

投資奨励を受けるにあたり、投資奨励申請者は、奨励証書に明記された投資委員会の定めた条件に従うこと。付与される恩典は以下の通り。

恩典

税制上の恩典	税制以外の恩典
- 機械輸入税の免除・減税 (第 28/29 条) - 原材料および必要資材輸入税の減税 (第 30 条) - 研究開発用の物品の輸入税の免除 (第 30/1 条) - 法人所得税および配当金にかかる税金の免除 (第 31 条および 34 条) - 高度技術・イノベーション事業から発生する純利益および配当金にかかる税金の免除 (第 31/1 条) - 法人所得税の 50%減税 (第 35(1) 条) - 輸送費、電気代および水道代の 2 倍までを控除 (第 35(2) 条) - インフラの設置、建設費の 25%を通常の減価償却に加えて控除 (第 35(3) 条) - 輸出向け製造用の原材料および必要資材の輸入税の免除 (第 36 条)	- 投資機会の調査のための外国人入国許可 (第 24 条) - 被奨励プロジェクトでの外国人技術者・専門家の入国・就労許可 (第 25 および 26 条) - 土地の所有権の許可 (第 27 条) - タイ国外への外貨送金の許可 (第 37 条)

法人所得税恩典行使の申請

税制上の恩典の行使が、奨励条件に従って正しく効率的に行使されていることを確認し、投資奨励の有益性を明確に評価できるものとするため、被奨励者は事務局の定める基準および方法に従ってプロジェクトの業績を事務局に報告すること。事務局はそれらを審査し、当該年度の法人所得税免除恩典行使の許可を検討する。

7 ヲ年投資奨励戦略

(2015 年－ 2021 年) に基づく投資奨励政策

仏暦 2557 年 (2014 年)12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号に基づき、2015 年 1 月 1 日以降に提出される申請書に適用される。

ビジョン

「サフィシエンシー・エコノミー (Sufficiency Economy) に基づき、競争力の強化、「中所得国の罠」 (Middle Income Trap) の克服および持続的成長の実現を図るべく、国内外で価値ある投資を奨励すること」

投資委員会布告第 2/2557 号に基づく投資奨励目標

1. 研究開発、イノベーションの創出、農業・工業・サービス業における付加価値の創出、中小企業の促進、公正な競争、経済的・社会的不平等の是正を促すことにより、国の競争力向上に寄与する投資を奨励する。
2. 持続的かつバランスのとれた成長のため、環境にやさしい事業、省エネ事業または代替エネルギーを使用する事業を奨励する。
3. バリューチェーンの強化と地域のポテンシャルに合致する投資クラスター (Cluster) の創出を奨励する。
4. 南部国境地域内における経済発展の支援の目的で、域内投資を奨励し、地域の安定化を後押しする。
5. 近隣諸国の経済連携の構築と、アセアン経済共同体 (AEC) 発足に向けた準備のため、特別経済開発区、特に国境地帯の工業団地内外での投資を奨励する。
6. タイ企業の競争力ならびにグローバル経済におけるタイの役割の拡大を図るべく、タイからの対外投資を奨励する

プロジェクト認可基準

1. 農業、工業、サービス業の競争力を向上させるため、奨励申請プロジェクトは以下の条件を満たすこと。
 - 1.1 収入の 20% 以上の付加価値を有すること。ただし、農業および農産品事業、電子および部品事業、コールセンター事業は収入の 10% 以上の付加価値を有すること。
 - 1.2 近代的な製造工程を有すること。
 - 1.3 新品の機械を使用すること。中古機械を使用する場合、検討基準は以下の 3 つに分けられる。
 - 1.3.1 一般の場合

機械の状態	使用の可否	法人所得税免除の上限額への算入 (第 31 条の恩典が付与される場合のみ)	輸入税免除	条件
新品	✓	✓	✓	—
5 年以下の中古機械	✓	✓	—	機械のマスターリスト提出時に機械の能力証明書を提出すること
5 年超、10 年以下の中古機械	✓	—	—	

1.3.2 生産拠点の移転の場合

機械の状態	使用の可否	法人所得税免除の上限額への算入 (第31条の恩典が付与される場合のみ)	輸入税免除	条件
新品	✓	✓	✓	—
5年以下の中古機械	✓	✓	—	機械のマスタースト提出時に機械の能力証明書を提出すること
5年超、10年以下の中古機械	✓	✓ (機械簿価の50%を 上限額に算入することを認める)	—	
10年超の中古機械	✓	—	—	

1.3.3 その他の場合

機械の状態	使用の可否	法人所得税免除の上限額への算入 (第31条の恩典が付与される場合のみ)	輸入税免除	条件
海運、空運*、 金型事業	✓	✓	✓	—

注

- 「生産拠点の移転」とは、タイ国外からグループ会社または関連会社が所有する機械の一部または全生産ラインを移転することを意味する。
- 機械の能力証明書とは、機械の能力を証明する、信頼に足る機関からの証明書を意味する。証明書に、修理の詳細に関する証拠書類を全て添付した修理の報告を付けること。その機械・備品の検査の際には、試運転を行い、所定の検査項目に従って機械の能力と機能を全て確認すること。また、以下の6項目について詳細を明記し、環境負荷、安全基準、エネルギー消費が許容範囲内であることを報告すること。

- 1) 修理の詳細および残存耐用年数の分析結果
- 2) 製造年
- 3) 試運転の結果
- 4) 環境負荷、安全基準、エネルギー消費に関する検査報告
- 5) 価格の妥当性評価（機械の価格評価書類は別紙で添付することも可能）
- 6) 検査報告書、検査年月日・場所

* 航空輸送事業における飛行機は14年以下であること（業種7.3.4の条件欄を参照のこと）

- 1.4 投資金額（土地代および運転資金を除く）1,000 万バーツ以上のプロジェクトは、操業開始期限日より 2 年以内に ISO9000 または ISO14000 その他相当する国際規格を取得すること。取得ができない場合、法人所得税免除恩典を 1 年間取り消される。
 - 1.5 コンセッション事業および民営化事業について、投資委員会は仏暦 2541 年（1998 年）5 月 25 日および仏暦 2547 年（2004 年）11 月 30 日の閣議決定に基づく検討方針を用いるものとする。
 - 1.5.1 仏暦 2542 年（1999 年）国営企業資本法に基づく国営企業の投資プロジェクトは奨励対象外とする。
 - 1.5.2 民間が特権を受け実施し、最終的に国に所有権を引き渡す公益事業 (Build-Transfer-Operate あるいは、Build-Operate-Transfer) に関し、この投資奨励の恩典付与を希望する場合、これを企画する担当政府当局が入札招請する前の時点で投資委員会にプロジェクトを提出しなければならない。また、入札の段階で民間にどのような恩典が付与されるのかについて明確に公告をしなくてはならない。原則として、投資委員会は国に対して見返りを払う特権事業を奨励しない。ただし、政府がそのプロジェクトに投資した金額の妥当な見返りを有する場合を除く。
 - 1.5.3 政府プロジェクトを民間に運営・所有をさせる (Build-Own-Operate) については、政府に賃借料の形式で見返りを払う民間に貸与または運営させる場合、投資委員会は通常の基準に基づき奨励を検討する。
 - 1.5.4 仏暦 2542 年（1999 年）国営企業資本法に基づき民営化した企業は、事業を拡大したい場合、その拡大投資事業部分のみを奨励申請することができ、通常の基準に基づき恩典が付与される。
2. 環境への影響の予防
- 2.1 環境への影響の予防・軽減に十分かつ効率的な方針や措置を有すること。環境への影響が発生する可能性のあるプロジェクトに関し、委員会は立地および汚染処理について特別審議を行う。
 - 2.2 環境影響評価報告書を提出しなければならない対象の業種や規模のプロジェクトは、関連する環境法規制や内閣の決議を遵守すること。
 - 2.3 ラヨン県に立地するプロジェクトは、仏暦 2554 年（2011 年）5 月 2 日付投資委員会事務局布告第 Por. 1/2554 号「件名：ラヨン県地域における投資奨励政策」に従うこと。
3. 最低投資金額およびプロジェクトの可能性
- 3.1 プロジェクト毎の最低投資金額（土地代および運転資金を除く）は 100 万バーツ以上とする。ただし、本布告に添付した投資奨励対象業種表にて定められた場合を除く。ナレッジベースのサービス業については、投資委員会布告の巻末にある業種表内で指定する通り、年間人件費から最低投資金額を検討する。
 - 3.2 新規プロジェクトの負債と登録資本金の比率は 3 : 1 以内であること。拡大プロジェクトについてはケースバイケースで検討する。
 - 3.3 投資金額（土地代および運転資金を除く）が 7 億 5000 万バーツを超えるプロジェクトは委員会が定めた通り、プロジェクト可能性調査報告書を提出すること。

外国人の持ち株基準

委員会は投資奨励申請プロジェクトに対しての外国人の持ち株基準を以下の通り定める。

1. 仏暦 2542 年（1999 年）外国人事業法のリスト 1 に示される業種におけるプロジェクトは、タイ国籍者が登録資本金の 51%以上の株式を保有しなくてはならない。
2. 仏暦 2542 年（1999 年）外国人事業法のリスト 2 およびリスト 3 に示される業種におけるプロジェクトは、外国人が過半数または全数の株式を保有することを認める。ただし、他の法律で別途定められた場合を除く。
3. 妥当な理由があれば、委員会は特定の奨励プロジェクトに限り、外国籍者の出資比率を定めることができる。

MAI 証券取引所への上場の促進措置

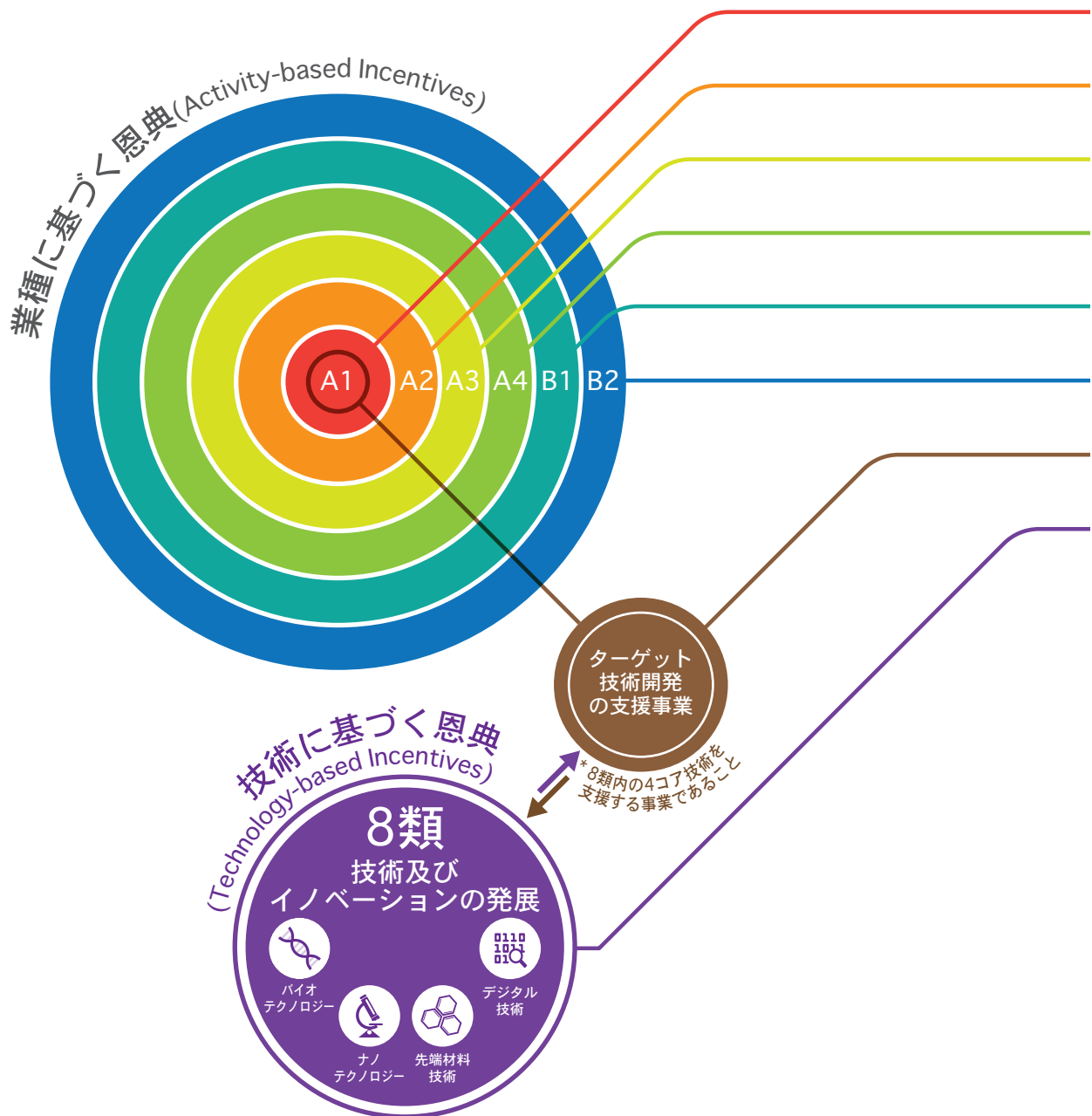
タイ事業者が MAI 証券取引所に上場することにより、持続的な強化・成長できることを促進するため、

仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 16 条、第 18 条および第 31 条の権限に基づき、投資委員会は、以下の通り布告する。

1. MAI 証券取引所上場済みで、第 31 条の第 1 段落に基づく法人所得税免除恩典が付与された被奨励会社に対し、さらに投資金額（土地代と運転資金を除く）の 100% を上限額とした法人所得税免除恩典を付与する。
2. 投資奨励認可されたプロジェクトの場合は、既に収入が発生したとしても、追加の恩典が申請できる。ただし、この措置に基づく恩典の申請日には、第 31 条の第 1 段落の恩典がまだ上限／満期に達していないこと。
3. この措置の下で奨励申請する前に、MAI 証券取引所への上場を完了すること。MAI 証券取引所上場日とは、MAI 証券取引所が会社の株を MAI 証券取引所の上場株であることを認めた日を意味する。
4. 2020 年 12 月 30 日までにこの措置に基づく追加恩典を申請すること。
5. この布告の有効日（訳注：2017 年 11 月 23 日）以前に、既に MAI 証券取引所上場した会社は対象外とする。

1 基礎的恩典

恩典付与の基準



 法人所得税 の免除 8年間 免除金額に上限なし	 機械輸入税 の免除	 研究開発に 使用する原材料の 輸入税の免税 業種 7.11及び7.12.1～7.12.4 に限る	 輸出向け原材料 の輸入税の免除	 税制以外 の恩典	
	✓	✓	✓	✓	A1
8年間	✓	—	✓	✓	A2
5年間	✓	—	✓	✓	A3
3年間	✓	—	✓	✓	A4
— *	✓	—	✓	✓	B1
— *	—	—	✓	✓	B2
10年間 免除金額に上限なし	✓	7.11事業	✓	✓	
10年間 免除金額に上限なし	✓	✓	✓	✓	8

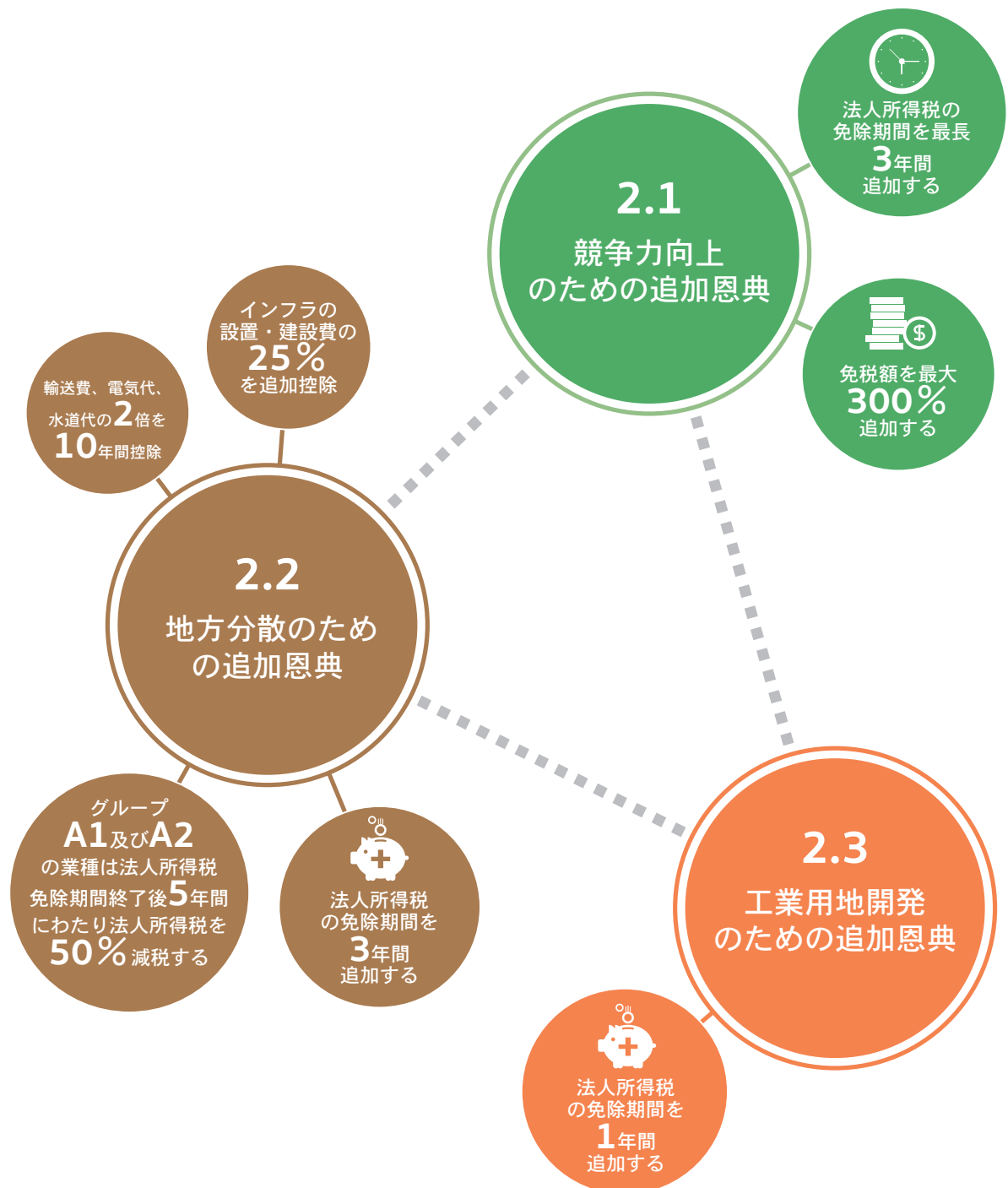
基礎的恩典が受けられる業種

- A1** 国の競争力を向上させる、デザインや研究開発 (R&D) に主眼を置いたナレッジベースの産業
- A2** 国の発展に貢献するインフラ事業、タイ国内の投資が少ないか、またはまだ投資が行われておらず、付加価値の創出に高度技術を使用する事業
- A3** 既にタイ国内に生産拠点が少数あるものの、国の発展にとって重要な高度技術を使用する事業
- A4** 技術が A1 ～ A3 ほど高度でないものの国内原材料の付加価値を高め、サプライチェーンを強化する事業
- B1** 高度技術を使用しないものの、バリューチェーンにとって重要な裾野産業
- B2**
-  定められた条件の通りに連携した、業種 5.6、7.11、7.13、7.14、7.15 及び 7.19 のターゲット技術開発の支援事業
- 8** 8 類 技術及びイノベーションの発展：バイオテクノロジー、ナノテクノロジー、先端材料技術、デジタル技術等のターゲット技術開発事業

* A グループと B グループ事業は、以下の場合で、3 年間の法人所得税免除が付与される。

- オートメーションまたはロボットを使用する場合は、土地代および運転資金を除いた投資金額の 50% が上限とする。
- プロジェクト内で使用される機械の総金額の 30% 以上、かつオートメーション機械製造産業への連携・貢献を有する機械を使用する場合は、土地代および運転資金を除いた投資金額の 100% が上限とする。
- 2020 年 12 月 30 日までに投資奨励申請書を提出すること。

2 メリットによる追加恩典 (Merit-based Incentives)



2.1 競争力向上のための追加恩典



法人所得税の追加免税額 (投資金額 / 発生した支出の%)

技術・イノベーションの研究開発：自社研究開発 / タイ国内の外注による研究開発、またはタイ国外の機関との共同研究開発

300%

委員会が同意する、タイ国内にある技術・人材開発基金、教育機関、専門訓練センター、研究開発機関及び科学技術分野の機関に対する支援

100%

タイ国内で開発された技術のライセンス料

200%

高度技術訓練

200%

タイ国籍者が 51% 以上株式を保有する、タイ国内の原材料及び部品メーカー（Local Supplier）の開発：高度な技術訓練及び技術支援

200%

委員会が同意する製品及びパッケージのデザイン：自社、またはタイ国内の外注

200%

法人所得税の追加免除期間 (上限額も追加)



1年間

1% または 2 億バーツ以上のいずれか少ない方

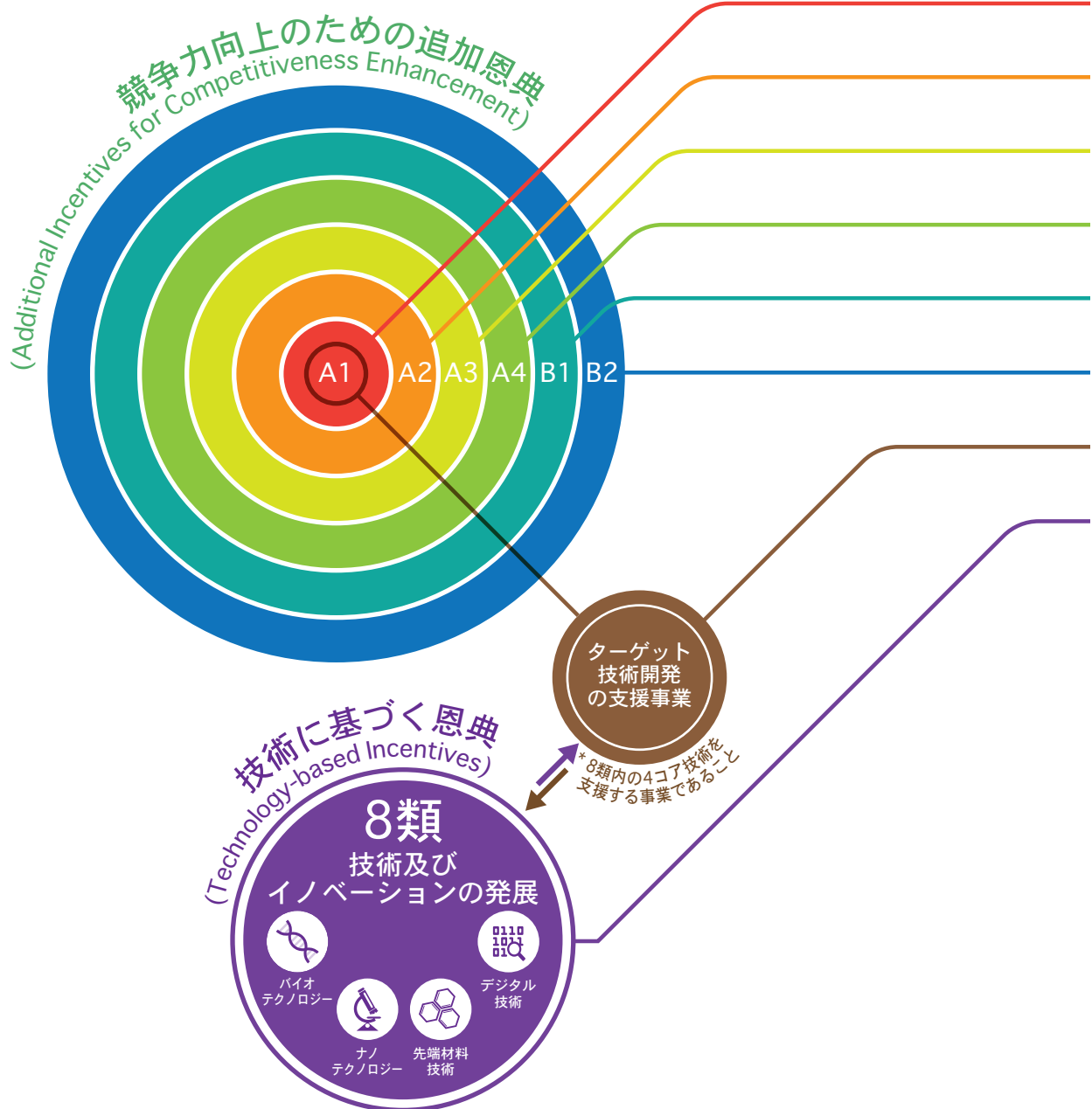
2年間

2% または 4 億バーツ以上のいずれか少ない方

3年間

3% または 6 億バーツ以上のいずれか少ない方

2.1 競争力向上のための追加恩典（続き）



 法人所得税の免除	 追加法人所得税免除	 合計	
8年間 免除金額に上限なし	+ 1-3 年間 免除金額に上限なし	9-11 年間 免除金額に上限なし	A1
8年間	+ 1-3 年間 上限額の追加	9-11 年間 上限額の追加	A2
5年間	+ 1-3 年間 上限額の追加	6-8 年間 上限額の追加	A3
3年間	+ 1-3 年間 上限額の追加	4-6 年間 上限額の追加	A4
—	+ 1-3 年間*	1-3 年間*	B1
—	—	—	B2
10年間 免除金額に上限なし	+ 1-3 年間	11-13 年間 免除金額に上限なし	
10年間 免除金額に上限なし	+ 1-3 年間	11-13 年間 免除金額に上限なし	8

競争力向上により追加恩典が受けられる業種

A1

国の競争力を向上させる、デザインや研究開発 (R&D) に主眼を置いたナレッジベースの産業

B1

高度技術を使用しないものの、バリューチェーンにとって重要な裾野産業

A2

国の発展に貢献するインフラ事業、タイ国内の投資が少ないか、またはまだ投資が行われておらず、付加価値の創出に高度技術を使用する事業



定められた条件の通りに連携した、業種 5.6、7.11、7.13、7.14、7.15 及び 7.19 のターゲット技術開発の支援事業

A3

既にタイ国内に生産拠点が少数あるものの、国の発展にとって重要な高度技術を使用する事業

8

8 類 技術及びイノベーションの発展：バイオテクノロジー、ナノテクノロジー、先端材料技術、デジタル技術等のターゲット技術開発事業

A4

技術が A1 ~ A3 ほど高度でないものの国内原材料の付加価値を高め、サプライチェーンを強化する事業

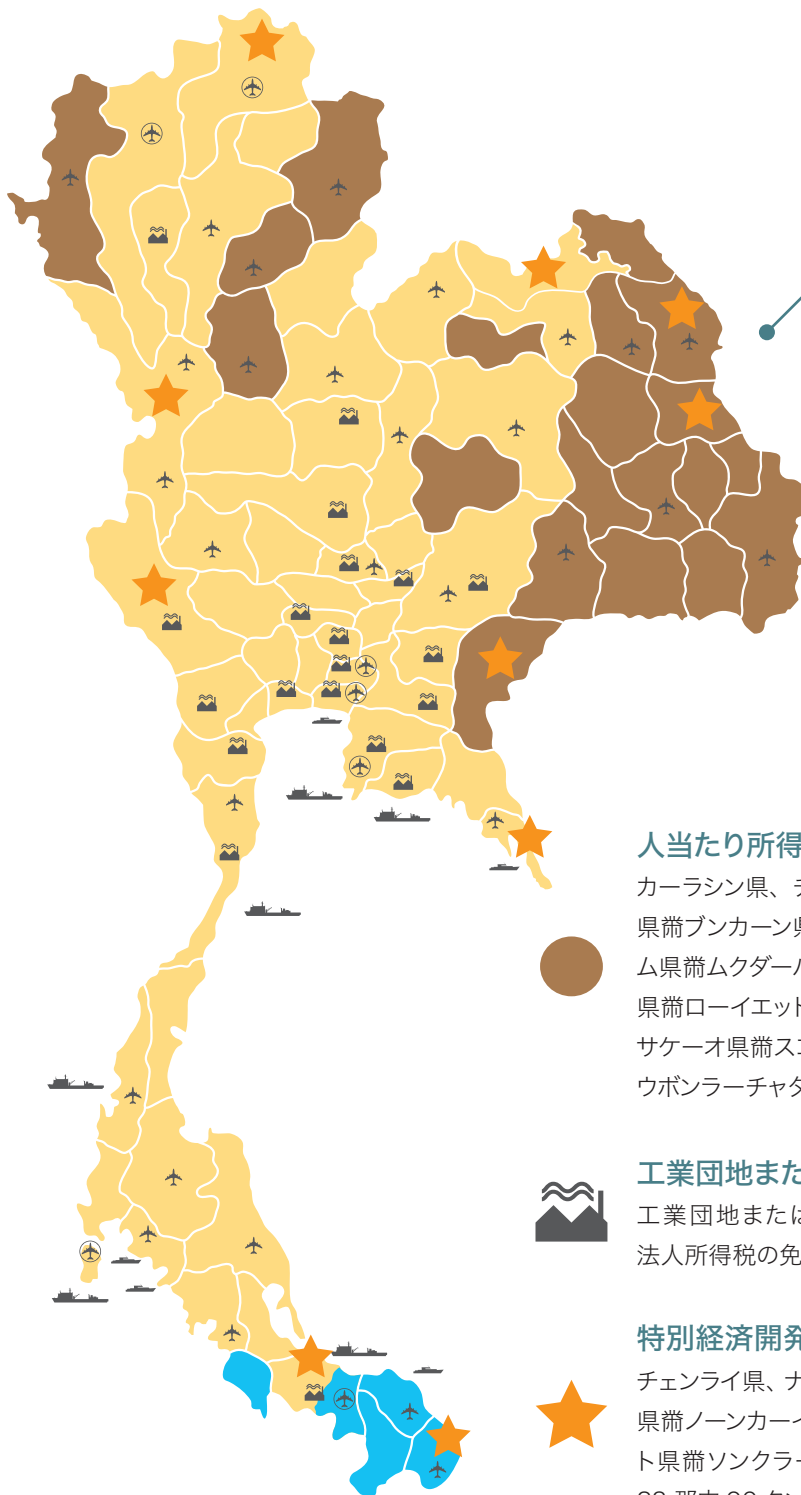
* 資本金額 / 競争力向上にかかる支出額に基づき、免税する

申請者は一種類又は数種類のメリットによる追加恩典を申請することが可能である。但し、定められた条件を満たすこと。

- ## 技術・人材開発 s 基金への支援費の場合のメリットによる追加恩典申請の説明

- * 当該の追加恩典を申請する者は、先にタイ国立科学技術開発庁 (NSTDA) に「科学技術開発基金支援希望書式」を提出すること。NSTDA からの同意を受けてから、その同意書をメリットによる追加恩典申請書に合わせて、投資委員会事務局に提出する次第である。

タイ地図



人当たり所得の低い 20 県（下記）

カーラシン県、チャイヤブーム県、ナコーンパノム県、ナン
県、ブンカーン県、ブリーラム県、プレー県、マハーサーラカー
ム県、ムクダーハーン県、メーホンソーン県、ヤソートン
県、ローイエット県、シーサケート県、サコンナコーン県、
サケーオ県、スコタイ県、スリン県、ノンブアラムプー県、
ウボンラーチャターニー県及びアムナートチャルーン県

工業団地または奨励されている工業区

工業団地または奨励されている工業区に立地する場合、
法人所得税の免除期間を 1 年間追加する

特別経済開発区

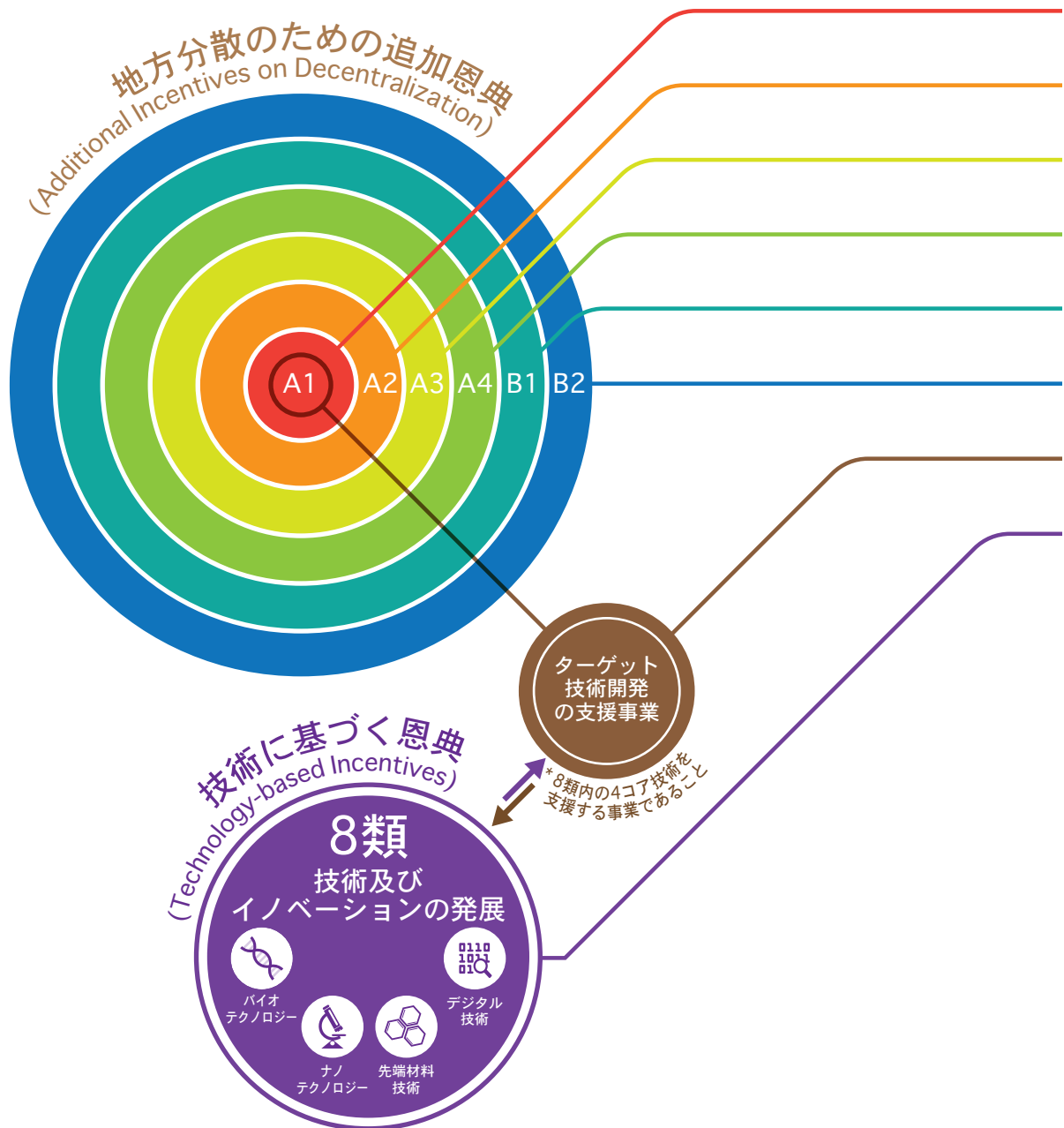
チェンライ県、ナコーンパノム県、ターク県、カンチャナブリー
県、ノンカーイ県、ムクダーハーン県、サケーオ県、トラト
県、ソクラー県及びナラティワート県といった 10 県の
23 郡内 90 タンボン

南部国境地域

南部国境県：ナラティワート県、パッタニー県、ヤラー県、サ
トゥーン県、及びソクラー県内の 4 郡：チャナ郡、ナ
ータウィー郡、テーパー郡及びサバーヨイ郡

2.2 地方分散のための追加恩典

一人当たり所得の低い以下の 20 県は、すなわち、カーラシン県、サカエ県、ナコンパンム県、ナーン県、ブンカーン県、ブリーラム県、プレー県、マハーサーカーム県、ムクダーハーン県、ホーンソーン県、ヤソートーン県、ローイエット県、シーサケート県、サコンナコン県、サケーオ県、スコタイ県、スリン県、ノンブアラムプー県、ウボンラーチャターニー県及びアムナートチャルーン県（特別措置が別途ある南部国境地域や特別経済開発区を除く）に立地する場合、以下の追加恩典を付与する



 法人所得税 の免除 8年間 免除金額に上限なし	 追加法人 所得税の免除	 法人所得税免除 期間終了後5年間 にわたり法人所得税を 50%減税する	 合計	 支出控除*	
8年間 免除金額に上限なし	—	✓	8年間 免除金額に上限なし + 法人所得税免除期間終了後5年間 にわたり法人所得税を50%減税する	✓	A1
8年間	—	✓	8年間 + 法人所得税免除期間終了後5年間 にわたり法人所得税を50%減税する	✓	A2
5年間	3年間	—	8年間	✓	A3
3年間	3年間	—	6年間	✓	A4
—	3年間	—	3年間	✓	B1
—	—	—	—	—	B2
10年間 免除金額に上限なし	3年間	—	13年間 免除金額に上限なし	✓	8
10年間 免除金額に上限なし	3年間	—	13年間 免除金額に上限なし	✓	8

地方分散により追加恩典が受けられる業種

- A1** 国の競争力を向上させる、デザインや研究開発 (R&D) に主眼を置いたナレッジベースの産業
- A2** 国の発展に貢献するインフラ事業、タイ国内の投資が少ないか、またはまだ投資が行われておらず、付加価値の創出に高度技術を使用する事業
- A3** 既にタイ国内に生産拠点が少数あるものの、国の発展にとって重要な高度技術を使用する事業
- A4** 技術が A1 ~ A3 ほど高度でないものの国内原材料の付加価値を高め、サプライチェーンを強化する事業
- B1** 高度技術を使用しないものの、バリューチェーンにとって重要な裾野産業
- 8 定められた条件の通りに連携した、業種 5.6、7.11、7.13、7.14、7.15 及び 7.19 のターゲット技術開発の支援事業
- 8 8 類 技術及びイノベーションの発展：バイオテクノロジー、ナノテクノロジー、先端材料技術、デジタル技術等のターゲット技術開発事業

* - 輸送費、電気代、水道代の 2 倍を 10 年間控除
- インフラ設置・建設費の 25%を追加控除

工業団地または奨励されている工業区に立地する場合、法人所得税の免除期間を1年間追加する



 法人所得税の免除	 追加法人所得税の免除	 合計	
8年間 免除金額に上限なし	—	8年間 免除金額に上限なし	A1
8年間	—	8年間	A2
5年間	1年間	6年間	A3
3年間	1年間	4年間	A4
—	—	—	B1
—	—	—	B2
10年間 免除金額に上限なし	1年間	11年間 免除金額に上限なし	8
10年間 免除金額に上限なし	1年間	11年間 免除金額に上限なし	8

工業用地開発により追加恩典が受けられる業種

A3

既にタイ国内に生産拠点が少数あるものの、国の発展にとって重要な高度技術を使用する事業



定められた条件の通りに連携した、業種 5.6、7.11、7.13、7.14、7.15 及び 7.19 のターゲット技術開発の支援事業

A4

技術が A1 ~ A3 ほど高度でないものの国内原材料の付加価値を高め、サプライチェーンを強化する事業



8 類 技術及びイノベーションの発展：バイオテクノロジー、ナノテクノロジー、先端材料技術、デジタル技術等のターゲット技術開発事業

一般投資奨励対象業種表

奨励申請者におかれましては、投資奨励対象業種には、特定の条件が定められている業種が多々あることをご承知おきください。

これらの奨励対象業種、規模、条件は、様々な布告よりまとめられたものであり、投資奨励申請にあたり、それらの当該布告も合わせてご参照ください。

1 類 農業および農産品

業種	条件	恩典	担当部署
1.1 バイオ肥料、有機肥料、ナノ有機化学肥料およびバイオ除草剤・殺虫剤	1. バイオ肥料、有機肥料、ナノ有機化学肥料は、農業局 (Department of Agriculture) に登録し、商用肥料製造許可証を取得すること。 2. バイオ除草剤は、農業局 (Department of Agriculture) に登録し、除草剤製造許可証を取得すること。 3. 学術的に立証されている接種菌または技術革新を使用すること。	A 3	1
1.2 植物または動物の品種改良 (バイオテクノロジー事業の範囲外の場合)	1. 研究開発活動を行うこと。 2. 農業・協同組合省の政策によるセンシティブ項目に該当する植物の品種改良は、登録資本金の 51% 以上をタイ国籍者が保有すること。 3. 奨励事業範囲内の植物の品種改良から生じる植物の繁殖による収益は奨励事業の収入とする。ただし、キャッサバの繁殖を除く。 4. 奨励されたもしくは委員会が同意した科学・技術パークに立地する場合、法人所得税免除期間終了後、さらに 5 年間にわたり、純利益から法人所得税を 50% 減税する。 5. 奨励された植物品種改良業種の植物の繁殖から生じた収入は恩典される。(キャッサバは非対象)	A 3	1
1.3 商用材木の植林 (ユーカリを除く)	1. 近接する総植林面積は、300 ライ以上で、隣接地は 50 ライ以上なければならない。 2. 研究開発活動を行うこと。 3. 天然資源・環境省の同意を得ること。	A 1	1
1.4 乾燥植物およびサイロ		B 1	1
1.5 動物の繁殖または飼育			
1.5.1 家畜または水棲動物の繁殖	1. 最新技術を使用すること。例えば、密閉型育舎の使用、育舎内を常時適切な空気環境に保つための換気システムの設置、自動給水給餌システムの設置、感染症媒介生物の飼育場への侵入防止システムの設置、頭数カウントセンサーシステムの設置など。	A 4	1

法人所得税免除恩典

A1 = 8 年間 (上限なし)

A2 = 8 年間

A3 = 5 年間

A4 = 3 年間

業種	条件	恩典	担当部署
1.5.2 家畜または水棲動物 (エビを除く)の養殖	2. トレーサビリティ (Traceability) システムを有すること。 3. 親畜の飼育プロセスがなく、卵を孵化させて子畜を得るプロジェクトは奨励されない。 1. 繁殖プロセスを有すること。 2. 最新技術を使用すること。例えば、密閉型育舎の使用、育舎内を常時適切な空気環境を保つための換気システムの設置、自動給水給餌システムの設置、感染症媒介生物の飼育場への侵入防止システムの設置、頭数カウントセンサーシステムの設置、および環境への影響を予防・軽減する効率的なシステムの設置など。 3. トレーサビリティ (Traceability) システムを有すること。	A 4	1
1.6 屠殺	1. 最新製造技術を使用すること。例えば、動物の気絶処理、動物を掛ける吊り具、冷蔵室、冷却システム、肉質検査、異物検査など。 2. トレーサビリティ (Traceability) システムを有すること。	A 4	1
1.7 深海漁業	1. 引網漁船は 500 グロストン以上であること。 2. 延縄漁船は 150 グロストン以上であること。 3. 航行ナビゲーション機器、魚群探知機、そして船舶追跡装置を付けること。	A 3	1
1.8 植物、野菜、果物、花の品質選別、包装、保存	1. 果物の果肉検査センサー、高周波による殺虫処理、核磁気共鳴 (Nuclear Magnetic Resonance) の使用などの高度技術を使用する場合	A 2	1
	2. 種子用色彩選別機、蒸熱による果実蠅の卵の殺滅処理、種子コーティングなどの先端技術を使用する場合	A 3	1
	3. 米の品質選別は高度技術を使用すること。		
1.9 加工澱粉 (Modified Starch) または特殊な植物からの製粉		A 3	1

業種	条件	恩典	担当部署
1.10 植物または動物からの油脂の製造 (大豆からの油を除く)	1. 植物からの原油または半精製油の製造は、農産物を原材料にすること。 2. 植物からの精製油は、農産物または原油を原材料にすること。	A 3	1
1.11 天然エキスの製造または天然エキスからの製品の製造 (薬品、石鹸、シャンプー、歯磨き粉、化粧品を除く)		A 4	1
1.12 天然材料からの有効成分 (Active Ingredient) の製造	作用と毒性について学術的に立証されなければならない。	A 2	1
1.13 皮革なめし、皮革仕上げ	1. 環境にやさしい技術を使用すること。 例えば、化学薬品の使用削減、あるいは酵素や生体触媒 (Biological Catalyst) を化学薬品の代わりに用いるなど。 2. 皮革なめし業は、工業団地または奨励されている工業区に立地すること。	A 3	1
1.14 天然ゴムから製品の製造 (輪ゴム、風船、ゴムリングを除く)			
1.14.1 基礎ゴム加工		A 4	1
1.14.2 天然ゴムからの製品の製造		A 2	1
1.15 農業の副産物あるいは残り屑からの製品の製造 (加熱乾燥や天日干しなど生産工程が単純なものを除く)		A 4	1
1.16 農産品からの燃料の製造 (農産品のスクラップ、ゴミ、廃棄物を含む)			
1.16.1 農産品からの燃料の製造		A 2	1
1.16.2 農産品のスクラップ、ゴミ、廃棄物を含む農産品からの燃料の製造 (例: バイオマスの液体燃料化 (Biomass to Liquid: BTL)、廃水からの天然ガス)		A 2	1
1.16.3 圧縮バイオマス固形燃料の製造		A 3	1

業種	条件	恩典	担当部署
1.17 最新技術を使用した食品の製造・保存、飲料、食品添加物 (Food Additives)、または食品調合物 (Food Ingredients) の製造 (飲料水、アイスクリーム、キャンディー、チョコレート、ガム、砂糖、炭酸飲料、アルコール飲料、カフェイン含有飲料、植物からの粉末・澱粉、ベーカリー、インスタントラーメン、鳥エクス、ツバメの巣を除く)	1. 混合や希釈工程のみのプロジェクトは奨励しない。 2. 発酵工程があるプロジェクトは、研究で立証された種菌を使用すること。 3. 飲料事業は、植物、野菜及び果物からの飲み物のみが対象となる。	A 3	1
1.18 医療食品 (Medical Food) または栄養補助食品 (Food Supplement) の製造	1. 医療食品製造の場合 「医療食品」としてタイ食品・薬品管理局 (Food and Drug Administration) もしくは他の国際標準機関に登録されること。 2. 栄養補助食品製造の場合 2.1 「栄養補助食品」としてタイ食品・薬品管理局 (Food and Drug Administration) もしくは他の国際標準機関に登録されること。 2.2 有効成分の抽出プロセスを有すること。	A 2	1
1.19 冷蔵・冷凍倉庫、または冷蔵・冷凍倉庫および冷蔵・冷凍運輸		B 1	1
1.20 農産物取引センター	1. 土地面積は 50 ライ以上であること。 2. 全面積の 60%以上が農産品に関する業務あるいはサービスであり、中に農産品の展示場あるいは取引場、競売センター、冷凍庫、倉庫を有すること。 3. 品質検査・選別、残留物質検査サービスを提供すること。	A 3	1
1.22 動物用飼料または飼料成分の製造		B 1	1
1.23 モダン農業システムの製造またはサービス。例えば、状態探知または追跡システム、水、肥料、薬品など関連資源の使用制御システム、そしてスマート温室システムなど	データ収集・変換・解析を含む、システム集積方式の、関連資源を管理するシステムおよびソフトウェアの設計を有すること。	A 3 (上限無し)	1

備考：業種 1.21 の投資奨励申請期間は終了した

法人所得税免除恩典

A1 = 8 年間 (上限なし)

A2 = 8 年間

A3 = 5 年間

A4 = 3 年間

2 類 鉱業、セラミックス、基礎金属

業種	条件	恩典	担当部署
2.1 鉱物試掘採鉱	1. 投資奨励を申請する前に試掘採鉱許可を取得すること。 2. メリットによる追加恩典の対象とならない。	B 1	3
2.2 カリウムの採鉱および / またはカリウムの選鉱	投資奨励を申請する前に採掘許可証または採掘代行許可証を取得しなければならない。	B 1	3
2.3 アドバンス・マテリアルあるいはナノ・マテリアルの製造、アドバンス・マテリアルあるいはナノ・マテリアルから作る製品の製造			
2.3.1 アドバンス・マテリアルあるいはナノ・マテリアルの製造、または同一プロジェクトにアドバンス・マテリアルあるいはナノ・マテリアルの製造工程を有するアドバンス・マテリアルあるいはナノ・マテリアルから作る製品の製造		A 2	3
2.3.2 アドバンス・マテリアルあるいはナノ・マテリアルから作る製品の製造		A 3	3
2.4 ガラスまたはセラミックス製品の製造	溶融および / またはアニール工程を有すること。		
2.4.1 特殊ガラス製品の製造		A 3	3
2.4.2 ガラス製品の製造		B 1	3
2.4.3 セラミックス製品の製造（土器およびセラミックスタイルを除く）	溶融および / またはアニール工程を有すること。	B 1	3
2.5 耐火材および断熱材の製造（軽量ブロックを除く）	メリットによる追加恩典の対象とならない。	B 2	3
2.6 石膏または石膏製品の製造	メリットによる追加恩典の対象とならない。	B 2	3
2.7 川上の鉄鋼製品の製造：溶鉄 (Hot Metal)、銑鉄 (Pig Iron)、海綿鉄 (Sponge Iron) Direct Reduction Iron (DRI) および Hot Briquetted Iron (HBI)		A 2	3
2.8 川中の鉄鋼製品の製造：スラブ (Slab)、ビレット (Billet) およびブルーム (Bloom)	1. 同一プロジェクトに川上鉄鋼製品の製造工程を有する場合 2. 川中鉄鋼製品の製造工程のみの場合	A 2 A 4	3 3

法人所得税免除恩典

A1 = 8 年間（上限なし）

A2 = 8 年間

A3 = 5 年間

A4 = 3 年間

業種	条件	恩典	担当部署
2.9 川下の鉄鋼製品の製造			
2.9.1 川下の高抗張力鋼 (HighTensile Strength Steel) の製造	製品の引張強度が 700 メガパスカル (MPa) 以上であること。	A2	3
2.9.2 同一プロジェクトに川上および川中鉄鋼製品の製造工程を有する川下の鉄鋼製品の製造		A2	3
2.9.3 工業用条鋼製品の製造 : 圧延形鋼、棒鋼、線材を含む		A4	3
2.9.4 建設用棒状鉄製品の製造 : 圧延形鋼、棒鋼、線材を含む		B1	3
2.9.5 工業用板製品の製造 : 熱間 / 冷間圧延ステンレス鋼板、熱間 / 冷間圧延鋼板、およびメッキ鋼板を含む		A4	3
2.9.6 建設用板製品の製造 : 熱間 / 冷間圧延ステンレス鋼板、熱間 / 冷間圧延鋼板、およびメッキ鋼板を含む		B1	3
2.9.7 ブリキ鋼板 (Tin Mill Black Plate) の製造		A3	3
2.9.8 冷延電磁鋼板 (ElectricalSteelSheet) の製造	無方向性電磁鋼板 (NO) と方向性電磁鋼板 (GO) のみ	A3	3
2.10 鉄パイプまたはステンレスパイプの製造			
2.10.1 シームレスまたはセミシームレス鉄パイプ・ステンレスパイプの製造		A3	3
2.10.2 その他のパイプの製造		B1	3
2.11 金属粉末の製造 (ショットブラスト用金属粉末を除く)		A3	3
2.12 フェロアロイの製造		A4	3
2.13 鑄造鉄鋼部品の製造	誘導電気炉 (Induction Furnace) を使用すること。		
2.13.1 ダクタイル鑄鉄部品の製造		A2	3
2.13.2 その他鑄鉄部品の製造		A3	3

法人所得税免除恩典

A1 = 8 年間 (上限なし)

A2 = 8 年間

A3 = 5 年間

A4 = 3 年間

業種	条件	恩典	担当部署
2.14 鍛造による鉄鋼部品の製造		A 3	3
2.15 圧延、引き抜き、押し出し、鑄造、鍛造による非鉄部品の製造		A 4	3
2.16 コイルセンター	メリットによる追加恩典の対象とならない。	B 2	3
2.17 公共事業用建設資材およびプレストレスト・コンクリートの製造	1. 特別経済開発区に立地すること。 2. 2018 年 12 月 30 日までに申請書を提出すること。	A 2	3

3 類 軽工業

業種	条件	恩典	担当部署
3.1 繊維製品あるいはその部品の製造			
3.1.1 天然繊維または人工繊維の製造			
3.1.1.1 特殊繊維 (工業用繊維 Technical Fiber あるいは機能性繊維 Functional Fiber) の製造	タイ 繊維 産 業 機 構 (Thailand Textile Institute) やタイ 国 家 イ ノ ベー シ ョ ン 庁 (National Innovation Agency) などの関係機関からの同意を得ること。	A 2	5
3.1.1.2 リサイクル繊維 (Recycled Fiber) の製造	タイ国内の残り屑・廃棄物のみを使用すること。	A 4	5
3.1.1.3 その他繊維の製造		B 1	5
3.1.2 糸または布の製造			
3.1.2.1 特殊糸または布 (機能性糸 Functional Yarn または 機能性布 Functional Fabric) の製造	タイ 繊維 産 業 機 構 (Thailand Textile Institute) やタイ 国 家 イ ノ ベー シ ョ ン 庁 (National Innovation Agency) などの関係機関からの同意を得ること。	A 3	5
3.1.2.2 その他糸または布の製造	1. 最初の 3 年間の総売上上の 0.5%以上、研究やデザイン、商品開発への投資・支出がある場合 2. 研究やデザイン、商品開発への投資・支出がない、あるいは上記の投資・支出が最初の 3 年間の総売上上の 0.5%未満である場合	A 4 B 1	5 5
3.1.3 漂白、染色および仕上げ、または印刷および仕上げ、または印刷	1. 工業省の定める布告に基づいた廃棄物処理システムおよび環境保護システムを有する工業団地、または投資奨励された工業区、または工業省が定める第 30 条に基づく工業区に工場を設立または拡張すること。 2. 第 1 項の地域に立地しない場合は、環境影響を低減する措置を有する条件で既存工場の拡張のみ許可する。 3. 繊維産業用のデジタル印刷 (Digital Printing) の場合は、すべての地域に立地することが可能である。	A 3	5

法人所得税免除恩典

A1 = 8 年間 (上限なし)

A2 = 8 年間

A3 = 5 年間

A4 = 3 年間

業種	条件	恩典	担当部署
3.1.4 衣類、衣類部品、および家庭用繊維製品の製造	4. 生産効率向上措置に基づく環境影響低減の投資奨励申請の場合は工業団地、または奨励された工業区、または工業省が定める第 30 条に基づく工業区のいずれで既存の工場に立地してもよい。		
	5. いずれの場合、環境に優しい技術を使用すること。		
	1. 最初の 3 年間の総売上上の 0.5%以上、研究やデザイン、商品開発への投資・支出がある場合	A 4	5
	2. 研究やデザイン、商品開発への投資・支出がない、あるいは上記の投資・支出が最初の 3 年間の総売上上の 0.5%未満である場合	B 1	5
3.2 不織布の製造または不織布から衛生製品 (Hygienic Products) の製造		A 4	5
3.3 靴もしくは履物製品の製造、または皮革もしくは人工皮革からの製品の製造	1. 最初の 3 年間の総売上上の 0.5%以上、研究やデザイン、商品開発への投資・支出がある場合	A 4	5
	2. 研究やデザイン、商品開発への投資・支出がない、あるいは上記の投資・支出が最初の 3 年間の総売上上の 0.5%未満である場合	B 1	5
3.4 スポーツ用品またはその部品の製造		B 1	5
3.5 楽器の製造		B 1	5
3.6 家具またはその部品の製造	1. 最初の 3 年間の総売上上の 0.5%以上、研究やデザイン、商品開発への投資・支出がある場合	A 4	5
	2. 研究やデザイン、商品開発への投資・支出がない、あるいは上記の投資・支出が最初の 3 年間の総売上上の 0.5%未満である場合	B 1	5
3.7 玩具の製造	1. 最初の 3 年間の総売上上の 0.5%以上、研究やデザイン、商品開発への投資・支出がある場合	A 4	5

業種	条件	恩典	担当部署
	2. 研究やデザイン、商品開発への投資・支出がない、あるいは上記の投資・支出が最初の3年間の総売上上の0.5%未満である場合		
3.8 宝石および装飾品、あるいはその部品、原材料、プロトタイプ製造		A 4	5
3.9 創造的な製品設計・開発サービス	1. 以下の二つの要素が揃っていること。 1.1 設計用の情報システム 1.2 コンセプトデザインとコンセプトのプロトタイプ（見本）作成システム 2. 以下のシステムの中でどれか一つを有すること。 2.1 エンジニアリングデザインシステム 2.2 プロトタイプ作成システムと性能試験システム 2.3 プロトタイプ標準試験システムとユーザー検収テストシステム 3. 全従業員の内70%以上がタイ人であること。 4. 創造的な製品設計・開発担当者の給与費用が年間最低150万バーツ以上であること。 5. 奨励されたもしくは委員会が同意した科学・技術パークに立地する場合、法人所得税免除期間終了後、さらに5年間にわたり、純利益から法人所得税を50%減税する	A 1	5
3.10 レンズの製造			
3.10.1 医療器具・機器、サングラスレンズ、美容用コンタクトレンズ (Cosmetic Lenses) に該当しないレンズの製造（例：カメラレンズなど）		A 4	2
3.10.2 サングラスレンズ、美容用コンタクトレンズ (Cosmetic Lenses)、眼鏡フレームおよびその部品の製造		B 1	2

法人所得税免除恩典

A1 = 8年間（上限なし）

A2 = 8年間

A3 = 5年間

A4 = 3年間

業種	条件	恩典	担当部署
3.11 医療器具・機器またはその部品の製造			
3.11.1 ハイリスクまたはハイテク医療用機器 (X 線装置、MRI 装置、CT スキャン装置、人体インプラントなど) あるいは、公的機関による研究成果もしくは官民共同の研究成果から商品化された医療用器具・機器の製造	1. 研究開発およびイノベーションがある場合 2. 研究開発およびイノベーションがない場合	A 1 A 2	1 1
3.11.2 その他の医療用器具・機器の製造 (布・繊維から作られた医療用器具・機器を除く)		A 3	1
3.11.3 布や様々な繊維からの医療用器具・機器の製造 例: ガウン、ドレープ、帽子、マスク、ガーゼ、脱脂綿など	ガーゼや脱脂綿を製造する場合、原綿や綿糸から開始すること。	A 4	1

4 類 金属製品、機械、運輸機器

業種	条件	恩典	担当部署
4.1 金属部品を含む金属製品の製造			
4.1.1 金属粉末または合金粉末から作る金属製品の製造	焼結工程を有すること。	A 3	3
4.1.2 鉄鋼製品または鉄鋼部品の製造	同一プロジェクト内に鋳造工程（誘導電気炉を使用）または鍛造工程に続く金属成形工程を有すること。	A 3	3
4.1.3 金属部品を含む金属製品の製造	1. 同一プロジェクト内に圧延、引き抜き、押し出し、鋳造、鍛造工程に続く非鉄金属の成形工程を有する場合。	A 4	3
	2. マシニング、スタンピングなどの成形工程を有する場合。	B 1	3
4.2 メッキ、コーティング、表面処理			
4.2.1 高度技術を使用するメッキ、コーティング、表面処理		A 4	3
4.2.2 基礎的な技術を使用するメッキ、コーティング、表面処理		B 1	3
4.3 熱処理 (Heat Treatment)	シアン (Cyanide) を使用する事業を除く。	A 4	3
4.4 汎用エンジンまたは備品の製造	1. シリンダーヘッド、クランクケース、クランクシャフト、カムシャフト、コネクティングロッド、ピストンおよびフライホイールなどのエンジンの基幹部品の加工工程を有する事業	A 4	2
	2. 汎用エンジンまたはその備品の組み立てのみの事業	B 1	2
4.5 機械、その備品および部品の製造			
4.5.1 エンジニアリングデザイン工程を有する自動化機械および / または装置（オートメーション）の製造			

業種	条件	恩典	担当部署
4.5.1.1 エンジニアリングデザインを活用機械及び / 又は自動化設備（オートメーション）の製造。及び自動化システムインテグレーションを開発及びデザインする工程が有ること。及び作業をコントロールシステムのデザイン手順が有ること。		A 1	2
4.5.1.2 エンジニアリングデザインを活用機械及び / 又は自動化設備（オートメーション）の製造。及び作業をコントロールシステムのデザイン手順が有ること。		A 2	2
4.5.2 機械、その備品、部品の製造および / または金型の修理		A 3	2
4.5.3 機械組み立ておよび / またはその備品の組み立て		A 4	2
4.5.4 ロボットまたは自動化装置、および / またはその部品の組み立て		A 3	2
4.6 一般自動車の製造 * 下記の特記 1, 2, 3 参考	メリットによる追加恩典の対象とならない。	B 1	2
4.7 乗り物用エンジンの製造			
4.7.1 自動車用エンジンの製造	1. 下記の 5 部品中 4 部品以上を成形加工すること。 シリンダーヘッド、シリンダーブロック、クランクシャフト、カムシャフト、コネクティングロッド	A 3	2
	2. エンジン組立事業	A 4	2

特記

- 下記の場合で、生産効率向上のための投資奨励措置 (Por. 9/2560) の対象外とされる
 - 省エネ、代替エネルギー使用または環境負削減
 - 生産効率向上のための研究開発およびエンジニアリングデザイン
- 生産効率の向上のための機械入れ替えに対する投資奨励措置 (Por. 9/2560) の対象外とする事業。
- 先端機械設備およびロボットの導入を促進するための追加恩典 (Por. 10/2560) の対象外とする事業。

法人所得税免除恩典

A1 = 8 年間（上限なし）

A2 = 8 年間

A3 = 5 年間

A4 = 3 年間

業種	条件	恩典	担当部署
4.7.2 オートバイ用エンジンの製造	1. 下記の 5 部品中 4 部品以上を成形加工すること。 シリンダーヘッド、シリンダーブロック、クランクケース、クランクシャフト、カムシャフト及び、コネクティングロッド 1.1 総排気量が 248cc 以上 500cc 未満のオートバイを製造する場合、6 部品中、4 部品以上を成形加工すること。 1.2 総排気量が 500cc 以上のオートバイを製造する場合、6 部品中、2 部品以上を成形加工すること。 2. エンジン組立事業	A 3 A 4	2 2
4.8 乗り物部品の製造			
4.8.1 高度技術を使用する乗り物部品の製造			
4.8.1.1 触媒コンバーターの担体 (Substrate) の製造		A 2	2
4.8.1.2 電子燃料噴射システムの製造		A 2	2
4.8.1.3 自動車用トランスミッションの製造		A 2	2
4.8.1.4 電子制御ユニット (ECU) の製造		A 2	2
4.8.2 安全および省エネルギー部品の製造			
4.8.2.1 アンチロックブレーキ装置 (ABS) または電子制御ブレーキシステム (EBD) の製造		A 2	2
4.8.2.2 電子安定性制御 (ESC) の製造		A 2	2
4.8.2.3 回生ブレーキシステムの製造		A 2	2
4.8.2.4 アイドリングストップシステムの製造		A 2	2

法人所得税免除恩典

A1 = 8 年間 (上限なし)

A2 = 8 年間

A3 = 5 年間

A4 = 3 年間

業種	条件	恩典	担当部署
4.8.2.5 自動緊急ブレーキシステム (Autonomous Emergency Braking System) の製造		A 2	2
4.8.3 ハイブリッド自動車、電気自動車 (EV)、プラグインハイブリッド車 (PHEV) の部品の製造			
4.8.3.1 バッテリーの製造		A 2	2
4.8.3.2 トラクションモーターの製造		A 2	2
4.8.3.3 空調システムの製造		A 2	2
4.8.3.4 バッテリーマネージメントシステム (BMS) の製造		A 2	2
4.8.3.5 運転制御システム (DCU) の製造		A 2	2
4.8.3.6 車載充電器の製造		A 2	2
4.8.3.7 充電ケーブル、コンセント、コネクタの製造		A 2	2
4.8.3.8 DC/DC コンバータの製造		A 2	2
4.8.3.9 インバーターの製造		A 2	2
4.8.3.10 電気自動車用移動式充電器の製造		A 2	2
4.8.3.11 電気式遮断器の製造		A 2	2
4.8.3.12 EV スマート充電システムの開発		A 2	2
4.8.3.13 電気バス用のフロントビーム・バックビームの製造		A 2	2
4.8.4 乗り物のゴムタイヤの製造		A 2	2
4.8.5 燃料システム部品 (Fuel System Parts) の製造			

業種	条件	恩典	担当部署
4.8.5.1 燃料ポンプ	委員会が同意した部品成形および組み立て工程を有すること。	A 3	2
4.8.5.2. 噴射ポンプ	委員会が同意した部品成形および組み立て工程を有すること。	A 3	2
4.8.5.3 インジェクタ	委員会が同意した部品成形および組み立て工程を有すること。	A 3	2
4.8.5.4 燃料パイプ / チューブ		A 4	2
4.8.6 トランスミッションシステム部品 (Transmission System Parts) の製造			
4.8.6.1 サンギア		A 3	2
4.8.6.2 リングギア		A 3	2
4.8.6.3 シフトギア		A 3	2
4.8.6.4 トランスファーケース	委員会が同意した部品成形および組み立て工程を有すること。	A 3	2
4.8.6.5 トルクコンバータ	委員会が同意した部品成形および組み立て工程を有すること。	A 3	2
4.8.6.6 キャリア	委員会が同意した部品成形および組み立て工程を有すること。	A 3	2
4.8.6.7 プロペラシャフト	委員会が同意した部品成形および組み立て工程を有すること。	A 3	2
4.8.6.8 ドライブシャフト	委員会が同意した部品成形および組み立て工程を有すること。	A 3	2
4.8.6.9 ユニバーサルジョイント	委員会が同意した部品成形および組み立て工程を有すること。	A 3	2
4.8.6.10 差動装置 (Differential)	委員会が同意した部品成形および組み立て工程を有すること。	A 3	2
4.8.6.11 トランスミッションケース		A 3	2
4.8.7 エンジンシステム部品 (Engine System Parts) の製造			
4.8.7.1 ターボチャージャー	委員会が同意した部品成形および組み立て工程を有すること。	A 3	2

法人所得税免除恩典

A1 = 8 年間 (上限なし)

A2 = 8 年間

A3 = 5 年間

A4 = 3 年間

業種	条件	恩典	担当部署
4.8.7.2 ターボチャージャー部 品：タービンブレード、 タービンハウジング、 およびベアリングハウジ ング		A 4	2
4.8.7.3 シリンダーヘッド		A 4	2
4.8.7.4 シリンダーブロック		A 4	2
4.8.7.5 クランクシャフト		A 4	2
4.8.7.6 カムシャフト		A 4	2
4.8.7.7 コネクティングロッド		A 4	2
4.8.7.8 バルブ		A 4	2
4.8.7.9 ピストン		A 4	2
4.8.7.10 ギア		A 4	2
4.8.7.11 スターターモーター または部品	委員会が同意した部品成形および組み立て工 程を有すること。	A 4	2
4.8.7.12 オルタネーター または部品	委員会が同意した部品成形および組み立て工 程を有すること。	A 4	2
4.8.7.13 ロッカーアーム	委員会が同意した部品成形および組み立て工 程を有すること。	A 4	2
4.8.7.14 ウェイストアクチュ エータ	委員会が同意した部品成形および組み立て工 程を有すること。	A 4	2
4.8.8 安全部品 (Safety Parts) の製造			
4.8.8.1 エアバッグ / 安全ベルト		A 4	2
4.8.8.2 エアバッグインフレーター、 ガス発生器、ガス発生剤		A 3	2
4.8.8.3 エアバッグ部品：イニシ エータおよびクーラント フィルター		A 4	2
4.8.8.4 安全ベルト部品の製造： インターロックおよびリト ラクター		A 4	2
4.8.9 ブレーキシステム部品 (Brake System Parts) の製造	委員会が同意した部品成形および組み立て工 程を有すること。		

業種	条件	恩典	担当部署
4.8.9.1 ブレーキブースター		A 4	2
4.8.9.2 ブレーキキャリパー		A 4	2
4.8.9.3 ブレーキマスターシリンダー		A 4	2
4.8.9.4 ブレーキホイールシリンダー		A 4	2
4.8.9.5 ホイールハブ		A 4	2
4.8.9.6 ブレーキパイプ / チューブ		A 4	2
4.8.9.7 ブレーキセット		A 4	2
4.8.9.8 ブレーキドラム		A 4	2
4.8.10 サスペンションシステム部品 (Suspension System Parts) の製造	委員会が同意した部品成形および組み立て工程を有すること。		
4.8.10.1 ショックアブソーバー		A 4	2
4.8.10.2 ボールジョイント		A 4	2
4.8.10.3 リーフスプリング / コイルスプリング		A 4	2
4.8.11 ステアリングシステム部品 (Steering System Parts) の製造	委員会が同意した部品成形および組み立て工程を有すること。		
4.8.11.1 パワーステアリングポンプ		A 4	2
4.8.11.2 ラック&ピニオン式ステアリング		A 4	2
4.8.12 冷却装置部品 (Cooling System Parts) の製造	委員会が同意した部品成形および組み立て工程を有すること。		
4.8.12.1 ウォータポンプ		A 4	2
4.8.13 排気装置部品 (Exhaust System Parts) の製造	委員会が同意した部品成形および組み立て工程を有すること。		
4.8.13.1 触媒コンバータ		A 4	2
4.8.13.2 排気触媒の製造		A 4	2
4.8.13.3 エキゾーストマニホールド		A 4	2

法人所得税免除恩典

A1 = 8 年間 (上限なし)

A2 = 8 年間

A3 = 5 年間

A4 = 3 年間

業種	条件	恩典	担当部署
4.8.14 空調システム部品 (Air Conditioning System Parts) の製造	委員会が同意した部品成形および組み立て工程を有すること。		
4.8.14.1 エアコンプレッサー		A 4	2
4.8.15 高張力鋼車体部品の製造		A 4	2
4.8.16 乗り物用ボールベアリングの製造		A 4	2
4.8.17 その他乗り物部品の製造		B 1	2
4.9 造船または船舶の修理	操業開始期限日から 2 年以内 ISO14000 の認証を取得すること。		
4.9.1 500 グロストン以上の造船または修理		A 2	2
4.9.2 500 グロストン未満の造船または修理（エンジンや機器を搭載している金属船またはファイバーグラス船のみ）		A 2	2
4.10 汽車あるいは電車、その備品または部品の製造（軌道システムのものに限り）	高度技術により総点検（オーバーホール）及び修理を行うこと。		
4.10.1 汽車あるいは電車、その備品または部品の製造（軌道システムのものに限り）。		A 2	2
4.10.2 汽車あるいは電車、その備品または部品の修理（軌道システムのものに限り）。		A 3	2
4.11 航空機または宇宙関連機器の製造または修理			
4.11.1 航空機またはその部品の製造。 例：機体、航空機の基幹部品、周辺機器、またはその他部品など		A 1	2
4.11.2 航空機内用品または器具（消耗および再利用可能な用品または資材を除く）の製造。例：座席、救命胴衣、トロリー、または調理器具など		A 3	2

特記

1. 下記の場合で、生産効率向上のための投資奨励措置 (Por. 9/2560) の対象外とされる
 - 省エネ、代替エネルギー使用または環境負削減
 - 生産効率向上のための研究開発およびエンジニアリングデザイン
2. 生産効率の向上のための機械入れ替えに対する投資奨励措置 (Por. 9/2560) の対象外とする事業。
3. 先端機械設備およびロボットの導入を促進するための追加恩典 (Por. 10/2560) の対象外とする事業。

A4 = 3 年間

業種	条件	恩典	担当部署
4.14 建設用もしくは工業用金属構造の製造 (Fabrication Industry) または石油産業 用プラットフォームの修理			
4.14.1 エンジニアリングデザイン工程を 有する建設用または工業用金属 構造の製造 (Fabrication Industry)		A 3	3
4.14.2 建設用もしくは工業用金属構造の 製造 (Fabrication Industry) または石油産業用プラットフォー ムの修理		A 4	3
4.15 科学機器の製造			
4.15.1 高度技術を使用する科学機器の 製造	科学機器は、パラメータ値を測定し、データ 処理をして、その結果を自動表示することが できるか、またはパラメータ値の自動測定・ 制御ができること。	A 2	2
4.15.2 その他科学機器の製造		A 3	2
4.17 プラグインハイブリッド電気自動車 (PHEV) 及び部品の製造	1. 自動車の組み立ておよび重要部品の製造 または使用プロジェクト、機械の輸入およ び据え付け計画、1年目から3年目までの 自動車生産計画、その他の部品の製造ま たは調達計画、充電ステーションの開発 計画、廃棄バッテリーの処理計画、そし てタイ人が51%以上の株を所有する国内 の原材料または部品メーカ (Local Supplier) に対する技術訓練および技術 支援を含む総合計画 (Package) を提出 すること。 2. バッテリー、トラクションモータ、バッテリー 管理システム (BMS)、運転管理システム (DCU) などの重要部品のどれかを製造ま たは使用すること。 3. 生産車は、国連の型式認定基準の車両カ テゴリリーL、MまたはN基準に満たすこと。 4. 奨励証書発給日から3年以内に、少なく とも一つ以上の重要部品を製造または使 用すること。また、適切な理由が無い限り、 機械の輸入期限の延長は認められない。	A 4	2

備考：業種 4.16 の投資奨励申請期間は終了した

法人所得税免除恩典

A1 = 8 年間 (上限なし)

A2 = 8 年間

A3 = 5 年間

A4 = 3 年間

業種	条件	恩典	担当部署
	5. 2018 年 12 月 31 日までに投資奨励申請書を提出すること。 6. 追加の権利と恩典 6.1 一つより多くの重要部品を製造するプロジェクトは、一つにつき一年の法人所得税免税が受けられる。但し、合計6年を超えないとする。 6.2 国際基準エコカー（Eco-Car）製造事業の奨励者の場合、プラグインハイブリッド電気自動車（PHEV）の生産台数を、国際基準エコカー製造事業の生産実数（Actual Production）としてみなすことができる。但し、国内向けの生産車は、国際基準エコカー製造事業で定められた環境規格の条件を満たさなければならない。		
4.18 バッテリー電気自動車 (Battery Electric Vehicles –BEV) およびその部品の製造	1. 自動車の組立計画および主要な部品の製造または使用計画、機械の輸入および設置計画、1-3 年目の自動車製造または部品調達計画、充電ステーション開発計画、使用済みバッテリーの処理計画、およびタイ国籍者が 51%以上株式を保有するタイ国内の原材料・部品メーカー（Local Supplier）に対する高度な技術訓練および技術支援計画を含めた総合計画（パッケージ）を提出すること。 2. トラクションモーター、バッテリーマネージメントシステム（BMS）、運転制御システム（DCU）等の主要な部品の製造または使用すること。 3. 製造自動車は国連型式認証の自動車類 L、M または N 種の規格を満たすこと。 4. 計画期間は以下の通り定める。 4.1 奨励証書発行日より 1-2 年目に、市場テストする目的で委員会が同意した数量で完成バッテリー電気自動車（CBU）を輸入税免除して輸入することを認める。組立ライン設置、試運転を完了させること。	A 3	2

法人所得税免除恩典

A1 = 8 年間（上限なし）

A2 = 8 年間

A3 = 5 年間

A4 = 3 年間

業種	条件	恩典	担当部署
	機械輸入期限延長は不可とし、 妥当な理由があれば除く。 4.2 奨励証書発行日より 3 年以内に バッテリー式電動自動車の組立工 程を有すること。 4.3 奨励証書発行日より 6 年以内に少 なくとも 1 種の主要な部を製造ま たは使用すること。 5. 2018 年 12 月 31 日までに奨励申請書を 提出すること。 6. 追加恩典 6.1 奨励証書発行日より 3 年以内に主 要部品を最低 1 種製造または使 用するプロジェクトに法人所得税 の免除期間を 3 年間追加する。 6.2 奨励証書発行日より 4 年以内に主 要部品を最低 1 種製造または使 用するプロジェクトに法人所得税 の免除期間を 2 年間追加する。 6.3 奨励証書発行日より 5 年以内に主 要部品を最低 1 種製造または使 用するプロジェクトに法人所得税 の免除期間を 1 年間追加する。 6.4 主要部品を 1 種以上製造または 使用するプロジェクトは部品種ごと に法人所得税免除の恩典が 1 年 間追加される。ただし、合計 10 年までとする。法人所得税の免除 期間を 8 年間以上付与される場 合、Technology Research Consortium 等の委員会が定めた 形式で学院または研究所と協賛し て技術移転を行わなければならない。 6.5 国際規格のエコカー製造の被奨励 である場合、バッテリー電気自動 車 (Battery Electric Vehicles -BEV) の製造量をエコカーの実際 製造量として算入できる。国内市 場向け製造自動車は国際規格のエ コカー製造事業における環境面で の性能を有すること		

法人所得税免除恩典

A1 = 8 年間 (上限なし)

A2 = 8 年間

A3 = 5 年間

A4 = 3 年間

業種	条件	恩典	担当部署
4.19 バッテリー電気バス (Battery Electric Bus) およびその部品の製造	1. 自動車の組立計画および主要な部品の製造または使用計画、機械の輸入および設置計画、1-3 年目の自動車製造または部品調達計画、充電ステーション開発計画、使用済みバッテリーの処理計画、およびタイ国籍者が 51% 以上株式を保有するタイ国内の原材料・部品メーカー (Local Supplier) に対する高度な技術訓練および技術支援計画を含めた総合計画 (パッケージ) を提出すること。 2. トラクションモーター、バッテリーマネージメントシステム (BMS)、運転制御システム (DCU) 等の主要な部品の製造または使用すること。 3. 奨励証書発行日より 3 年以内に自動車組立工程および最低 1 種の主要な部を製造または使用すること。機械輸入期限延長は不可とし、妥当な理由があれば除く。 4. 2018 年 12 月 31 日までに奨励申請書を提出すること。 5. 追加恩典 - ー 主要部品を 1 種以上を製造、または使用するプロジェクトは部品種ごとに法人所得税免除の恩典が 1 年間追加される。ただし、合計 6 年までとする。	A 4	2

5 類 電気・電子機器産業

業種	条件	恩典	担当部署
5.1 電気製品の製造			
5.1.1 先進技術レベルの電気製品の製造	インターネットに接続することできる (Internet of Things) または、より複雑または多様な機能に対応するために、機能制御回路またはシステム、組み込みシステム (Embedded system) または組み込みソフトウェア (Embedded software) を有すること。		
5.1.1.1 製品設計を有する先進技術レベルの電気製品の製造		A 2	2
5.1.1.2 製品設計のない先進技術レベルの電気製品の製造		A 3	2
5.1.2 エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、乾燥機の製造	エネルギー省の高効率規格 (省エネラベル 5 番) または他の同等のエネルギー効率規格を得る商品であること。	A 4	2
5.1.3 その他電気製品の製造		B 1	2
5.2 電気部品および / または機器、もしくは電気製品に使用される部品および / または機器の製造			
5.2.1 パワーインバーター、配電用変圧器、主遮断装置の工業用電気機器の製造			
5.2.1.1 製品設計の工程を有するパワーインバーター、配電用変圧器、主遮断装置の工業用電気機器の製造		A 3	2
5.2.1.2 製品設計の工程のないパワーインバーター、配電用変圧器、主遮断装置の工業用電気機器の製造		A 4	2
5.2.2 LED 電球の製造		A 4	2
5.2.3 電気製品用コンプレッサーおよび / またはモーターの製造	1. エネルギー省の高効率規格 (省エネラベル 5 番) または他の同等のエネルギー効率規格を取得したエアコン、冷蔵庫、冷凍庫のためのコンプレッサーであること。 2. モーター製造は、製品設計の工程を有すること。	A 4	2

法人所得税免除恩典

A1 = 8 年間 (上限なし)

A2 = 8 年間

A3 = 5 年間

A4 = 3 年間

業種	条件	恩典	担当部署
5.2.4 ワイヤハーネスの製造	電力特性およびサイクル数は委員会の承認を得なければならない。	B 1	2
5.2.5 その他電気機器部品の製造		B 1	2
5.2.6 高密度蓄電装置 (High Density Energy Storage) の製造			
5.2.6.1 高密度蓄電池 (High Density Battery)		A 2	2
5.2.6.2 スーパーキャパシタ		A 2	2
5.3 電子製品の製造			
5.3.1 Organics & Printed Electronics (OPE) 製品の製造		A 2	2
5.3.2 電気通信機器の製造			
5.3.2.1 光ファイバーおよびワイヤレス通信システムに使用される発光、送信、受信機器の製造		A 2	2
5.3.2.2 その他電気通信機の製造		A 3	2
5.3.3 工業・農業用電子制御および測定機器の製造		A 2	2
5.3.4 安全管理機器の製造		A 2	2
5.3.5 オーディオビジュアル製品 (Audio Visual Product) の製造		A 4	2
5.3.6 事務用電子機器の製造		A 4	2
5.3.7 その他電子製品の製造		B 1	2
5.4 電子部品および / または機器、もしくは電子製品に使用する部品および / または機器の製造	太陽電池製造は委員会が同意した製造工程とエネルギー収率を有すること		
5.4.1 Organics & Printed Electronics (OPE) 部品の製造		A 2	2
5.4.2 太陽電池および / または太陽電池原材料の製造		A 2	2
5.4.3 電気通信機器部品の製造			

法人所得税免除恩典

A1 = 8 年間 (上限なし)

A2 = 8 年間

A3 = 5 年間

A4 = 3 年間

業種	条件	恩典	担当部署
5.4.3.1 光ファイバーおよびワイヤレス通信システムにおける発光、送信、受信機器部品の製造		A 2	2
5.4.3.2 その他電気通信機部品の製造		A 3	2
5.4.4 工業用、農業用、医療／科学機器用、乗り物用電子制御および測定機器部品の製造		A 2	2
5.4.5 安全管理機器部品の製造		A 2	2
5.4.6 HDD および / または HDD 部品の製造			
5.4.6.1 先進技術 HDD および / またはその部品 (Top Cover または Base Plate または Peripheral を除く) の製造	1. HDD 製造はデータ面密度 (Areal Density) が平方インチ当たり 2,000 ギガバイト以上であること。 2. 既存機械の改修に対する投資は、投資プロジェクトの一部とみなすが、既存機械の取得費用は法人所得税免税対象金額に含めない。	A 2	2
5.4.6.2 一般 HDD および / またはその部品 (Top Cover または Base Plate または Peripheral を除く) の製造	既存機械の改修に対する投資は、投資プロジェクトの一部とみなすが、既存機械の取得費用は法人所得税免税対象金額に含めない。	A 3	2
5.4.6.3 HDD 用 Top Cover または Base Plate または Peripheral の製造		A 4	2
5.4.7 Solid State Drives および / またはその部品の製造	既存機械の改修に対する投資は、投資プロジェクトの一部とみなすが、既存機械の取得費用は法人所得税免税対象金額に含めない。	A 2	2
5.4.8 太陽エネルギーを利用する機器および / または部品の製造		A 3	2
5.4.9 半導体および / または半導体部品の製造	集積回路 (Integrated Circuit) の製造に使用される既存機械の改修に対する投資は、投資プロジェクトの一部とみなすが、既存機械の取得費用は法人所得税免税対象金額に含めない。	A 3	2

法人所得税免除恩典

A1 = 8 年間 (上限なし)

A2 = 8 年間

A3 = 5 年間

A4 = 3 年間

業種	条件	恩典	担当部署
5.4.10 フォトニクス (Photonics) 部品 および / または機器および / また はフォトニクスを使用するシステ ムの製造	委員会が同意した製造工程を有すること。 委員会が同意した製造工程を有すること。	A 3	2
5.4.11 フラットパネルディスプレイの製造		A 3	2
5.4.12 フレキシブルプリント基板及び / ま たは多層プリント基板及び / また はその部品の製造			
5.4.12.1 回路パターン設計の工程 を有するフレキシブルプリ ント基板及び / または多 層プリント基板及び / またはその部品の製造		A 2	2
5.4.12.2 回路パターン設計の工程 のないフレキシブルプリ ント基板及び / または多層 プリント基板及び / また はその部品の製造		A 3	2
5.4.13 その他記憶装置の製造		A 4	2
5.4.14 一般プリント回路板組立 (PCBA) の製造		A 4	2
5.4.15 電磁製品 (Electro-Magnetic Product) の製造		A 4	2
5.4.16 受動部品の製造		A 4	2
5.4.17 オーディオビジュアル製品用部品 の製造		A 4	2
5.4.18 事務用電子機器部品の製造		A 4	2
5.4.19 その他電子部品の製造		B 1	2
5.5 マイクロエレクトロニクス用資材の製造	1. 委員会が同意した製造工程を有すること。 2. 既存機械の改修に対する投資は、投資プ ロジェクトの一部とみなすが、既存機械の 取得費用は法人所得税免税対象金額に 含めない。		
5.5.1 ウエハーの製造		A 2	2
5.5.2 薄膜フィルムテクノロジーをを使用 する素材の製造		A 3	2

業種	条件	恩典	担当部署
5.6 電子設計	1. 電子設計人員の給与費用が年間 150 万 パーツ以上であること。		
5.6.1 マイクロエレクトロニクスの設計	2. 販売またはサービス提供から生じた収入は、 内製または委託生産を問わず直接奨励プ ロジェクトあるいは商業用の下流の製造に よるものも、事業の収入とする。	A 1	2
5.6.2 組み込みシステム設計	3. 委員会が奨励するかまたは同意した科学 技術パークに立地する場合は、法人所得 税免除期間終了後、さらに 5 年間にわたり 純利益から法人所得税を 50%減税する。	A 1	2
5.7 ソフトウェア事業	1. 情報技術開発担当者の給与の費用が年 間最低 150 万パーツ以上であること。	A 1	5
5.7.1 組み込みソフトウェア開発	2. 国家ソフトウェア産業促進事務局 (Software Industry Promotion Agency SIPA) が指定したまたは同意し たソフトウェア開発プロセスを有すること。	A 3 (法人所 得税の免 除額に上 限なし)	5
5.7.2 企業アプリケーションソフトウェア および / またはデジタルコンテンツ の開発	3. 土地代と運転資金を除いた投資金額が 1 千万パーツ以上あるプロジェクトは、操業 開始期限日から 2 年以内に国家ソフトウェ ア産業促進事務局からの品質規格証明書 または能力成熟度モデル統合 (Capability Maturity Model Integration (CMMI) の規格に依る品質システム証明書また は同等の証明書を取得しなければならない。 それを取得できない場合、法人所得税免 税権利恩典期間を 1 年間取り消す。	A 1	5
5.7.3 高付加価値ソフトウェア (High Value-added Software) の開発 - Big data(ビッグデータ)、 予測アナリティクスを含むデー タアナリティクス (Data Analytics) の情報処理のため の分析・連携ソフトウェアの 開発およびサービス - 情報セキュリティー、サイバー セキュリティー (Cyber Security) のソフトウェア開発 - ビジネスプロセス管理を含む 高度技術を使用する機器を 連携・管 理するソフトウェア開発 - 産業用ソフトウェア (Industrial Software) の開発	4. 奨励されたソフトウェアに関連した販売や サービス提供から生じた収入は奨励対象 事業の収入とする。		

業種	条件	恩典	担当部署
5.8 E-commerce * 下記の特記 1, 2, 3 参考	メリットによる追加恩典の対象とならない。	B 2	5
5.9 デジタル技術サービス (Digital Service) - ソフトウェアプラットフォーム (Software Platform) のサービス - デジタルマネージドサービス (Managed Service) - デジタル・アーキテクチャ設計サービス (Digital Architecture Design Service) - デジタルサービス。例： フィンテック (FinTech)、デジテック (DigiTech)、メディテック (MediTech)、アグリテック (AgriTech) など	1. デジタル技術人員 (Digital Specialist) を採用し、投資金額 (土地代および運転資金を除く) が 100 万バーツ以上であること。 2. 委員会が同意したデジタルサービス提供のプロセスを有すること。 3. 投資金額 (土地代および運転資金を除く) が 1,000 万バーツ以上のプロジェクトは操業開始期限日より 2 年間以内に ISO20000 規格もしくはデジタル経済社会省 (Ministry of Digital Economy and Society) が同意したその他の規格を取得すること。それを取得できない場合、法人所得税免除恩典を 1 年間取り消される。 4. 奨励されたデジタルサービスに直接関連した販売またはサービス提供から生じた収入は、奨励対象事業の収入とする。 5. 投資奨励を申請する前に、デジタル経済社会省 (Ministry of Digital Economy and Society) の同意を得ること。	A 3	5

特記

- 下記の場合で、生産効率向上のための投資奨励措置 (Por. 9/2560) の対象外とされる
- 省エネ、代替エネルギー使用または環境負削減
- 生産効率向上のための研究開発およびエンジニアリングデザイン
- 生産効率の向上のための機械入れ替えに対する投資奨励措置 (Por. 9/2560) の対象外とする事業。
- 先端機械設備およびロボットの導入を促進するための追加恩典 (Por. 10/2560) の対象外とする事業。

法人所得税免除恩典

A1 = 8 年間 (上限なし)

A2 = 8 年間

A3 = 5 年間

A4 = 3 年間

6 類 化学工業、紙およびプラスチック

業種	条件	恩典	担当部署
6.1 工業用化学品の製造	建築用塗料、洗浄剤、自動車用潤滑剤、複合化学肥料、除草剤または殺虫剤、セメント系接着剤などの消費者向け化学製品を奨励しない。	A 4	3
6.2 環境にやさしい化学品またはポリマーまたは環境にやさしいポリマー製品の製造			
6.2.1 環境にやさしい化学品またはポリマーの製造、また同一プロジェクトで環境にやさしいポリマーの製造工程を有する製品の製造	1. 製品のライフサイクルにわたり環境負荷のより少ない化学品やポリマーの製造であること。これらの製品は、再生可能な資源からの原材料 (Renewable Resource) を使用すること、製造工程に持続的なグリーンテクノロジー (Sustainable Green Chemistry) を使用すること、または有害物質にならない生分解性の製品であることを確認または認定されること。 2. 操業前にライフサイクルアセスメント (LCA) などの国際規格に基づき環境への影響を評価すること。	A 2	1
6.2.2 環境にやさしいポリマーからの製品の製造	環境にやさしいプラスチックまたはポリマーを使用した成形またはコーティング工程を有すること。	A 3	1
6.3 石油の精製		B 1	3
6.4 石油化学品の製造		A 3	3
6.5 特殊ポリマー製品または特殊化学品の製造		A 2	3
6.6 工業用プラスチック製品の製造	プラスチック成形工程を有すること。	B 1	3
6.7 特殊プラスチック包装材の製造			
6.7.1 多層プラスチック包装材 (Multilayer Plastics Packaging) の製造	プラスチックシートを 3 層以上多層化する工程を有すること。	A 3	3
6.7.2 無菌プラスチック包装材 (Aseptic Plastics Packaging) の製造	操業開始期限日から 2 年以内にクリーンルーム基準 ISO14611 レベル 7 または米国連邦規格 209 E クラス 10000 以上またはそれに相当する国際規格の認定を受けること。	A 3	3

業種	条件	恩典	担当部署
6.7.3 静電防止プラスチック包装材 (Antistatic Plastics Packaging) の製造	操業開始期限日から 2 年以内にクリーンルーム基準 ISO14611 レベル 7 または米国連邦規格 209 E クラス 10000 以上またはそれに相当する国際規格の認定を受けること。	A 3	3
6.8 リサイクルプラスチック製品の製造	タイ国内のみのプラスチック屑からの成形工程を有すること。	A 4	3
6.9 薬品の有効成分 (Active Pharmaceutical Ingredients) の製造	薬品の有効成分 (Active Pharmaceutical Ingredients: APIs) または薬品の原材料を生産すること。	A 2	1
6.10 薬品の製造	1. 現代医薬品製造の場合は、操業開始期限日から 2 年以内に PIC/S に基づく GMP 基準の認定を受けること。 2. 伝統医薬品製造の場合は操業開始期限日から 2 年以内に GMP 基準の認定を受けること。 3. 既存プロジェクトの改善の場合は、既存の機械設備は投資プロジェクトの一部とみなすが、その機械設備の取得費用は法人所得税免税対象金額に含めない。	A 3	1
6.11 基本化学肥料の製造		A 2	3
6.12 パルプまたは紙の製造			
6.12.1 衛生パルプまたは衛生紙 (Hygienic Pulp or Hygienic Paper) の製造	操業開始期限日から 2 年以内にクリーンルーム基準 ISO14611 レベル 5 または米国連邦規格 209 E クラス 100 以上またはそれに相当する国際規格の認定を受けること。	A 2	3
6.12.2 特殊パルプまたは特殊紙 (Specialty Pulp or Specialty Paper) の製造	操業開始期限日から 2 年以内に GMP または食品グレードなどの関連規格の認定を受けること。	A 3	3
6.13 紙製品の製造			
6.13.1 衛生紙からの製品の製造	衛生的な製造工程が必要で、操業開始期限日から 2 年以内に GMP または食品グレードなどの関連規格の認定を受けること。	A 4	3
6.13.2 バイオプラスチックコーティング紙包装材の製造	生物分解性プラスチックを使用した製品のコーティング工程を持つこと。	A 4	3
6.13.3 高性能紙からの製品の製造	耐荷重性能や耐衝撃性能などのエンジニアリングデザイン工程を有すること。	A 4	3

法人所得税免除恩典

A1 = 8 年間 (上限なし)

A2 = 8 年間

A3 = 5 年間

A4 = 3 年間

業種	条件	恩典	担当部署
6.14 印刷物の製造			
6.14.1 デジタル印刷物の製造	デジタルメディアソフトウェアを使用した設計および印刷工程を有すること。	A 3	5
6.14.2 一般の印刷		B 1	5
6.15 石鹸、シャンプー、歯磨き粉、化粧品等のボディケア製品の添加剤の製造	1. 事業所は特別経済開発区に立地すること。 2. 投資奨励の申請を 2018 年 12 月 30 日までに提出すること。	A 2	1
6.16 プラスチック包装材等の消費財用のプラスチック製品の製造	1. 特別経済開発区に立地しなければならない。 2. 2018 年 12 月 31 日までに申請書を提出すること。	A 2	3
6.17 パルプまたは紙から作られた製品の製造	1. 特別経済開発区に立地しなければならない。 2. 2018 年 12 月 31 日までに申請書を提出すること。	A 2	3

7 類 サービス、公共事業

業種	条件	恩典	担当部署
7.1 公共施設および基本サービス	関係政府機関の同意を得ること。		
7.1.1 電力または電力およびスチームの製造			
7.1.1.1 ゴミあるいはゴミからの燃料 (Refuse Derived Fuel) による電力または電力およびスチームの製造		A 1	3
7.1.1.2 ゴミあるいはゴミからの燃料を除き、太陽、風力、バイオマス、バイオガスなど再生可能エネルギーによる電力または電力およびスチームの製造		A 2	3
7.1.1.3 その他のエネルギーによる電力または電力およびスチームの製造	1. コージェネレーションの場合 2. 石炭を使用する場合、クリーンコールテクノロジー (Clean Coal Technology) であること。	A 4 A 4	3 3
7.1.2 一般水道水、工業用水またはスチームの製造		A 3	3
7.1.3 コンテナ方式による輸出品の検査およびコンテナ積載のための施設、または、埠頭外での輸入品の検査およびコンテナ方式による輸出品の積載保管場所 (Inland Container Depot: ICD)		A 3	4
7.1.4 海上輸送のための積荷、積み下ろしサービス	委員会が同意した最新技術を持つ積荷取り扱い機械を使用すること。	A 3	4
7.1.5 商業用空港		A 2	4
7.1.6 デジタルインフラ	奨励申請前に、放送委員会 (BC) および国家放送通信委員会 (NBTC) より国際高速海洋通信回路の許可を得ること。		
7.1.6.1 国際高速海洋通信回路回線サービス		A 2	5

法人所得税免除恩典

A1 = 8 年間 (上限なし)

A2 = 8 年間

A3 = 5 年間

A4 = 3 年間

業種	条件	恩典	担当部署
7.2 天然ガスサービス・ステーション * 下記の特記 2, 3 参考		B 1	3
7.3 大量輸送および大型貨物輸送			
7.3.1 鉄道輸送	関係政府機関の同意を得ること。	A 2	4
7.3.2 パイプライン輸送 (水の輸送を除く)		B 1	4
7.3.3 海運輸送		A 2	4
7.3.4 航空輸送	飛行機は製造日から奨励申請年まで 14 年以内であること。	A 3	4
7.4 ロジスティクスセンター			
7.4.1 物流センター (Distribution Center:DC)	1. 払込登録資本金が 1,000 万バーツ以上であること。	B 1	4
7.4.2 国際物流センター (International Distribution Center: IDC)	2. 最新のコンピュータシステムにより制御される物品貯蔵施設を備えること。 3. IDC には追加で以下の条件がある。 3.1 投資金額 (土地代と運転資金を除く) が 1 億バーツ以上であること。 3.2 5 カ国以上に対し物流を行うこと。 4. 物流センター (DC) はメリットによる追加恩典の対象とならない。	A 3	4
7.5 国際地域統括本部 (International Headquarters: IHQ) * 下記の特記 1, 2, 3 参考	1. 払込登録資本金が 1,000 万バーツ以上であること。 2. 最低 1 カ国、海外にある支店または関連会社を統括すること。 3. 以下の通り、事業計画および事業範囲を有すること。 3.1 一般管理、事業計画立案、ビジネスコーディネーション 3.2 商品の調達 3.3 製品の研究開発 3.4 技術支援 3.5 マーケティングおよび販売促進 3.6 人事管理、トレーニング 3.7 財務、マーケティング、会計システムなどの業務に関するアドバイス	B 1 (R & D およびトレーニングのための機械のみ)	4

特記

- 下記の場合で、生産効率向上のための投資奨励措置 (Por. 9/2560) の対象外とされる
 - 省エネ、代賛エネルギー使用または環境負削減
 - 生産効率向上のための研究開発およびエンジニアリングデザイン
- 生産効率の向上のための機械入れ替えに対する投資奨励措置 (Por. 9/2560) の対象外とする事業。
- 先端機械設備およびロボットの導入を促進するための追加恩典 (Por. 10/2560) の対象外とする事業。

法人所得税免除恩典

A1 = 8 年間 (上限なし)

A2 = 8 年間

A3 = 5 年間

A4 = 3 年間

業種	条件	恩典	担当部署
	3.8 経済と投資の分析および研究 3.9 ローン管理・コントロール 3.10 財務センター (Treasury Center) 3.11 委員会が同意したその他のサポートサービス 4. メリットによる追加恩典の対象とならない。		
7.6 国際貿易センター (International Trading Centers: ITC) * 下記の特記 1, 2, 3 参考	1. 払込登録資本金が 1,000 万バーツ以上であること。 2. メリットによる追加恩典の対象とならない。	B 1	4
7.7 貿易ならびに投資支援事務所 (Trade and Investment Support Office: TISO) * 下記の特記 1, 2, 3 参考	1. 販売費および一般管理費が年間 1,000 万バーツ以上であること。 2. 以下の通り事業計画および事業範囲を有すること。 2.1 グループ内・関連会社に対するオフィスまたは工場の手配や賃貸を含むサービスおよび / または管理。 2.2 事業活動に関する助言およびアドバイス。ただし、証券取引、外国為替を除く。会計、法律、広告、建築、土木エンジニアリングについては、投資奨励を申請する前に、事業開発局または関係政府機関より許可を得ること。 2.3 商品調達に関する情報サービス。 2.4 建築、土木エンジニアリングを除く、エンジニアリングおよび技術サービスの提供。 2.5 機械、機器、道具、および設備に関する以下の業務。 - 卸売のための輸入 - トレーニング・サービス - 据え付け、メンテナンス、補修修理 - 機器校正 (Calibration)	B 2	4

特記

- 下記の場合で、生産効率向上のための投資奨励措置 (Por. 9/2560) の対象外とされる
- 省エネ、代替エネルギー使用または環境負削減
- 生産効率向上のための研究開発およびエンジニアリングデザイン
- 生産効率の向上のための機械入れ替えに対する投資奨励措置 (Por. 9/2560) の対象外とする事業。
- 先端機械設備およびロボットの導入を促進するための追加恩典 (Por. 10/2560) の対象外とする事業。

法人所得税免除恩典

A1 = 8 年間 (上限なし)

A2 = 8 年間

A3 = 5 年間

A4 = 3 年間

業種	条件	恩典	担当部署
	2.6 タイ国内で製造された製品の卸売 2.7 通信ネットワークを通じての国際ビジネス・プロセス・アウトソーシングサービス (International Business Process Outsourcing)。例として、管理サービス、財務・会計サービス、人材管理サービス、セールス&マーケティングサービス、カスタマーサービス、データ処理など。 3. メリットによる追加恩典の対象とならない。		
7.8 Energy Service Company: ESCO	投資奨励申請前にエネルギー省の同意を得ること。	A 1	3
7.9 工業用地の開発事業			
7.9.1 工業団地または工業区			
7.9.1.1 工業団地または工業区	1. バンコクおよびサムットプラーカーン県内は奨励対象外とする。 2. 土地面積が 500 ライ以上あること。 3. 工場用地は、総面積の 60%以上で 75%を超えてはならない。ただし、1,000 ライ以上の場合は、投資委員会の同意に従うものとする。 4. その他の条件は以下の通りとする。 4.1 基幹道路 - 総面積が 1,000 ライ以上の場合は 4 車線あり、道幅が最低 30 メートルで、路面幅が最低 14 メートルであり、交通島があり、両側にそれぞれ 2 メートル以上の歩道があり、緊急駐車のために十分な路肩があること。 - 総面積が 500 を超え、1,000 ライまでの場合は 2 車線あり、道幅が最低 20 メートルで、路面幅が最低 7 メートルであり、両側にそれぞれ 2 メートル以上の歩道があり、緊急駐車のために十分な路肩があること。	A 3	3

業種	条件	恩典	担当部署
	4.2 補助道路は路面幅が最低 8.5 メートルで、両側にそれぞれ 2 メートル以上の路肩があること。 4.3 廃水処理設備は廃水の性質に合ったもので、処理後の排水池があり、法定の排水基準に準ずるシステムであること。 4.4 廃水用の排水システムは雨水用の排水管と完全に分けること。 4.5 委員会の同意した方式に基づきゴミ集積、整理、処理の方法を有すること。 4.6 入居する工場は、天然資源・環境政策および計画事務局の専門家委員会が同意した環境影響評価報告書が指定する対象産業および禁止業種に沿ったものであること。 4.7 入居する工場に対し、充分に使用できる電力、水道、電話、郵便などの公共施設を有すること。 4.8 奨励証書発給日より 2 年以内に土地の総面積の約 25% 以上、もしくは委員会が同意した面積を整備し、公共サービスを提供できるようにすること。		
7.9.1.2 宝石・宝飾産業工業団地または工業区	1. 土地面積が 100 ライ以上であること。 2. 総面積の 40% 以上を宝石および宝飾産業関連事業にあてること。 3. 宝石または宝飾の取引の場所を設けること。 4. 十分な保安システムを設けること。 5. 会議室、展示場およびビジネスセンターを有すること。	A 3	5
7.9.1.3 ロジスティクス・パーク (Logistics Park)	1. 土地総面積が 200 ライ以上あり、延べ面積 50,000 平方メートル以上の販売または賃貸用の倉庫の建設に投資すること。 2. 港湾、空港、国境税関所、通関および陸上コンテナデポ (Inland Container Depot: ICD) より半径 50 キロ以内またはフリーゾーン内のいずれかに立地すること。	A 3	4

法人所得税免除恩典

A1 = 8 年間 (上限なし)

A2 = 8 年間

A3 = 5 年間

A4 = 3 年間

業種	条件	恩典	担当部署
	3. 一部または全ての面積をフリーゾーンとすること。 4. コンテナ・ヤードまたはトラックターミナルがあり、または 50 以上のコンテナを保管、預かるデポを有すること。 5. ロジスティクス・パークと国内・国際通信センターとの間に高速通信システムがあること。 6. 登録資本金の 51% 以上をタイ国籍者が保有すること。 7. 関係政府機関の同意を得ること。		
7.9.1.4 映画工業団地または工業区 (Movie Town)	映画工業区内に以下の設備を有すること。 - 標準的な室内・屋外映画撮影スタジオおよび / またはテレビ番組の収録・撮影設備。 - フィルムの現像、複製、特殊効果、コンピュータによるアニメーション制作、映画用サウンドラボなどの撮影後のサービス。	A 3	5
7.9.1.5 環境保護工業団地または工業区	投資奨励申請の前に、工業省の同意を得ること。	A 3	3
7.9.1.6 ゴム工業団地または工業区	委員会の定める条件に従うものとする。	A 3	1
7.9.1.7 航空または宇宙工業団地または工業区	1. 土地面積が 100 ライ以上であること。 2. 一部または全ての面積を保税倉庫 (Bonded Warehouse) もしくはフリーゾーン (Free Zone) とすること。 3. 航空機または部品修理センターを設けるエリアを備えること。 4. 委員会が同意した公共施設、設備およびサービス、すなわち、道路システム、雨水排水および洪水防止システム、水道システム、排水処理システム、電気通信システム、電力システム、消火および災害防止システム、産業廃棄物処理システム、および適切な警備システムを備えること。 5. 関係機関の同意を得ること。	A 3	2
7.9.1.8 フードイノベーション工業団地または工業区	1. 科学技術省および投資委員会事務局の同意を得た地区であること。	A 1	1

業種	条件	恩典	担当部署
	2. 商業的な研究開発をサポートできる科学、技術、およびイノベーションの基礎インフラを有すること。例えば、研究開発室、モデル工場、製造試運転用の場所、マーケットテスト用の場所（Living Lab）、民間向けの研究開発・イノベーションセンター用のレンタルスペースなど。 3. 研究開発・イノベーションに必要なツールを整えた中央試験場（Central Lab）を有し、民間の研究開発・イノベーション活動をサポートするために、そのツールの担当技術者（Technician）を有すること。 4. 当地区に入居した者への便宜を図るために、会議室、セミナー室、通信システム、予備電源システムなどの施設を有すること。 5. 法律に則した廃水・廃棄物処理システムを有すること。		
7.9.2 技術工業団地または技術工業区			
7.9.2.1 科学技術パーク (Science and Technology Park)	1. インキュベーションセンターを有すること。 2. 国内外との通信網を有すること。 3. 連続型予備電気供給システムを有すること。 4. 委員会が同意する他の施設を有すること。	A 1	4
7.9.2.2 ソフトウェア工業団地またはソフトウェアパーク (Software Park)	1. 団地内全域に高速光ファイバーによる基本通信システムを有すること。 2. ソフトウェアパークと国内・国際通信センターとの間に高速通信システムを有すること。 3. 連続型予備電気供給システムを有すること。 4. 総面積が 5,000 平方メートル以上であること。	A 1	5
7.9.2.3 データセンター	1. 入居した顧客に、サーバーのコ・ロケーションサービス (Server Co-location)、マネージドサービス (Managed Service)、サーバーのバックアップサービス、災害復旧サービス (Disaster Recovery Services: DRS) などのサービスを提供すること。 2. データセンター用の面積が 3,000 平方メートル以上あること。	A 1	5

業種	条件	恩典	担当部署
7.9.2.4 イノベーション・インキュベーションセンター (Innovation Incubation Center)	3. 国内・国際通信センターからデータセンターを結ぶ主要な高速通信システムを最低 4 回線有すること。国内通信システムは、速度が 10 Gbps 以上でそれを最低 3 回線有し、システム全体の合計速度は 60 Gbps 以上であること。 4. メンテナンス中またはシステム内の機器交換中にもサービスを継続して提供できること。 (Concurrently Maintainable) 5. データセンター全体の電力需要に対応できる連続定格 (Continuous Rating) のエンジン発電機 (Engine Generator) システムを有すること。また、いずれのエンジン発電機が故障または停止した場合におけるバックアップシステムを有すること。 6. UPS、IT 冷却、UPS 冷却のバックアップデバイス・バックアップシステムを有し、サービスに影響がないように、メインデバイスに動作不良発生の際、直ちに作動すること。 7. 配電システムにおいてバックアップ用の独立配信経路を有すること。 8. 機器の破損または作動停止による損害リスクを防ぐためのフェイルセーフシステムを有すること。 9. 高効率の空調システムおよびそのバックアップシステムを有すること。 10. 全域に防火システムを有すること。 11. 24 時間のセキュリティシステムを有すること。 12. ISO/IEC27001 (データセンター) の認証を取得すること。	A 1	5
	1. 高速光ファイバー通信システム (FTTX) を有すること。 2. 連続型予備電気供給システムを有すること。 3. 事業運営に関する助言の専門家 (Mentor) を有すること。 4. エコシステム (Ecosystem) もしくはテクノロジーコミュニティを設ける計画を有すること。		

業種	条件	恩典	担当部署
	5. 300 平方メートル以上のサービスエリアを有すること。 6. 委員会が同意した技術もしくは技術開発に関連するトレーニングを行うこと。		
7.10 クラウドサービス (Cloud Service)	1. ISO/IEC27001 (データセンター) の認証を取得した国内のデータセンターに 2 カ所以上立地すること。 2. 各センターと中央データセンター間の接続速はどれも 10 Gbps 以上であること。また同程度のバックアップ接続も有すること。 3. ISO/IEC27001 (クラウドセキュリティ) と ISO/IEC20000-1 (クラウドサービス) の認証を取得すること。	A 1	5
7.11 研究開発*	1. 以下の通り、事業範囲を有すること。 1.1 基礎研究 (Basic Research) とは、学術的に価値のある新しい知識の探求または研究で、将来的に製品開発、製造工程、サービスに応用できるものを指す。 1.2 応用研究 (Applied Research) とは、新製品または工程を生み出すことを目的として、基礎知識を応用し、商業的な問題解決または知識向上のための研究を指す。ただし、関連する活動、例えば、工業向け、商業向けの生産フォーミュラの開発、製品設計、製造工程の設計を含む。 1.3 パイロット開発 (Pilot Development) とは、基礎研究と応用研究から生産規模を拡大するために行われる活動を指す。 パイロット開発は、市場のテストおよび / または工業レベルの製品設計を用いた製造工程に適した条件について情報を収集するためのプロトタイプおよび / または半工業レベルの製造工程のテスト開発である。	A 1	1 2 3 4 5

* 担当部署は事業内容によって異なる。

法人所得税免除恩典

A1 = 8 年間 (上限なし)

A2 = 8 年間

A3 = 5 年間

A4 = 3 年間

業種	条件	恩典	担当部署
	1.4 デモンストレーション開発は、パイロット開発を行うことにより工業規模での製造工程をテストすることを指す。技術の信頼性を確認し、品質管理面の評価、コスト面の評価とともに工程の安定性および商業生産の可能性を実証する。 2. 研究者数、学歴、研究経験を含めた研究者の詳細と研究開発プロジェクトの範囲についての詳細内容を提供しなければならない。 3. 奨励事業成果に直接関わる収入、あるいは、内製・外注を問わず、商業目的のために下流の生産から生ずる販売あるいはサービスの収入は奨励対象事業の収入とする。 4. 委員会が奨励するかまたは同意した科学技術パークに立地する場合は、法人所得税免除期間終了後、さらに 5 年間にわたり純利益から法人所得税を 50%減税する。 5. 研究開発人員の給与費用は年間最低 150 万バーツ以上であること。 技術開発に基づく恩典 (Technology-based Incentives) により以下の恩典が付与される。 1. 免除額に上限なしで法人所得税を最長 10 年間免除。 2. その他の恩典は 2014 年 12 月 3 日付投資委員会布告 第 2/2557 号の通りとする。 3. 2014 年 12 月 3 日付投資委員会布告 第 2/2557 号に基づいたメリットによる追加恩典の対象とし、法人所得税の合計免除期間は最長 13 年間までとする。 ただし、以下の条件を満たす必要がある。 1. バイオテクノロジー、ナノテクノロジー、先端素材テクノロジー 及びデジタルテクノロジーのターゲット産業内にいずれか一つの開発を支援すること。 2. 委員会が定める形態の教育・研究機関との連携による技術移転 (例: Technology Research Consortium) を有すること。		

法人所得税免除恩典

A1 = 8 年間 (上限なし)

A2 = 8 年間

A3 = 5 年間

A4 = 3 年間

業種	条件	恩典	担当部署
	** 研究開発または関連する試験に使用する物品（原材料および必要資材輸入税の免税恩典によって免税されるものを除く）の輸入税を免除し、関税免除期間は1回1年とする。輸入物品の種類、数量、期間、条件及び方法は定めた条件に従うこと。		
7.12 生バイオテクノロジー (Biotechnology)	1. 国立科学技術開発局 (National Science and Technology Development Agency: NSTDA) やタイライフサイエンス・エクセレンス・センター (Thailand Centre of Excellence for Life Sciences: TCELS) が同意する最新のバイオテクノロジーを使用すること。		
7.12.1 バイオテクノロジーを使用した種子の研究開発および / または製造、または植物、動物、微生物の育種	2. 委員会が奨励するかまたは同意した科学技術パークに立地する場合は、法人所得税免除期間終了後、さらに5年間にわたり純利益から法人所得税を50%減税する。	A 1	1
7.12.2 バイオテクノロジーを使用した薬品の研究開発および / または製造		A 1	1
7.12.3 医療、農業、食品、環境の診断キットの研究開発および / または製造		A 1	1
7.12.4 微生物、動物、植物の細胞を使用した分子生物学、生物学的活性物質の研究開発および / または製造		A 1	1
7.12.5 バイオ製品の製造、および / または品質検査・管理、実験、研究開発に用いられる原材料および / または必要資材の製造	** 業種 7.12.1-7.12.4 は研究開発または関連する試験に使用する物品（原材料および必要資材輸入税の免税恩典によって免税されるものを除く）の輸入税を免除し、関税免除期間は1回1年とする。輸入物品の種類、数量、期間、条件及び方法は定めた条件に従うこと。	A 1	1
7.12.6 バイオ物質の検査・分析、および / または合成、および / または品質管理、および / または確認サービス		A 1	1
7.13 エンジニアリングデザインサービス	1. 委員会が奨励するかまたは同意した科学技術パークに立地する場合は、法人所得税免除期間終了後、さらに5年間にわたり純利益から法人所得税を50%減税する。 2. エンジニアリングデザイン人員の給与費用は年間最低150万バーツ以上であること。 技術開発に基づく恩 (Technology-based Incentives) により以下の恩典が付与される。 1. 免除額に上限なしで法人所得税を最長10年間免除。	A 1	4

法人所得税免除恩典

A1 = 8年間（上限なし）

A2 = 8年間

A3 = 5年間

A4 = 3年間

業種	条件	恩典	担当部署
	2. その他の恩典は 2014 年 12 月 3 日付投資委員会布告 第 2/2557 号の通りとする。 3. 2014 年 12 月 3 日付投資委員会布告 第 2/2557 号に基づいたメリットによる追加恩典の対象とし、法人所得税の合計免除期間は最長 13 年間までとする。 ただし、以下の条件を満たす必要がある。 1. バイオテクノロジー、ナノテクノロジー、先端素材テクノロジー 及びデジタルテクノロジーのターゲット産業内にいずれか一つの開発を支援すること。 2. 委員会が定める形態の教育・研究機関との連携による技術移転（例：Technology Research Consortium）を有すること。		
7.14 理科学実験サービス (Scientific Laboratory)	委員会が奨励するかまたは同意した科学技術パークに立地する場合は、法人所得税免除期間終了後、さらに 5 年間にわたり純利益から法人所得税を 50%減税する。	A 1	4
7.15 計測器校正サービス (Calibration)	委員会が奨励するかまたは同意した科学技術パークに立地する場合は、法人所得税免除期間終了後、さらに 5 年間にわたり純利益から法人所得税を 50%減税する。	A 1	4
7.16 製品向け殺菌サービス		A 2	4
7.17 不要材の再利用	1. 関係政府機関の同意を得ること。 2. 工業団地または奨励されている工業区に立地すること。ただし、委員会により特別に認可された場合を除く。 3. タイ国内でできた不要材のみを取り扱うこと。 4. 委員会が同意した最新技術による不要材の選別または加工工程を有すること。 5. 以下の恩典を付与する。 選別 (Sorting)	A 3	3
	選別工程に、追加の加工工程、またはリサイクル (Recycle)、または有益物質の回収 (Recovery) の工程がある場合	A 2	3

業種	条件	恩典	担当部署
7.18 廃棄物処理	関係政府機関の同意を得ること。	A 2	3
7.19 人材開発			
7.19.1 職業訓練学校	1. 委員会が同意したデザイン研修センターなど特定の分野での技術を教える教育訓練所であること。 2. 必要な設備、実習室などを有すること。	A 1	4
7.19.2 高性能学校又は大学	高性能学校の場合 1. 理科及び技術を主な育成として教育を行う高性能私立学校。 2. 西部特別経済開発区又は内閣が指定された他の特別経済開発区にて設立する。 3. 委員の同意した規則、方法及び条件に基づき実施する。 高性能大学校の場合 1. 高性能大学校である。外国からの投資の場合は外国高性能大学校 (Kor Por Aor Tor.) の委員の許可を取得のを必要。 2. 西部特別経済開発区又は内閣が指定された他の特別経済開発区又は外国高性能大学校 (Kor Por Aor Tor.) 委員が指定された地域にて設立する。 3. 委員の同意した規則、方法及び条件に基づき実施する。	A 1	4
7.20 タイ映画の制作	1. タイの映画制作事業は、ドキュメンタリー、テレビ番組、アニメーションの制作を含み、広告の制作を除く。 2. 法人所得税免除の対象となる収入は下記の通りとする。 2.1 CD、VCD、DVD など様々な形態による映画の販売を含む、著作権の販売による収入。 2.2 映画館と映画の販売代理店からの収益分配による収入。	A 3 (法人所得税の免除額に上限なし)	5

業種	条件	恩典	担当部署
7.21 映画制作向けサービス	映画制作向けサービスは映画、ドキュメンタリー、テレビ番組、アニメーション、コマーシャル制作サービスで、以下の範囲とする。 1. 映画撮影機および / または映画撮影機材のレンタルサービスは、映画撮影用のカメラ、カメラ動作補助機、映画撮影用照明機材などの主要な機材を有すること。 2. フィルム現像・印刷、および / またはファイル複製サービスは、フィルム現像機、フィルム印刷機、デジタルファイルの複製機などの主要な機材を有すること。 3. 録音サービスは、デジタル録音機、デジタル音声編集機、デジタル音声ミキサーなどの主要な機材を有すること。 4. 映像技術サービスは、映画やテレビ番組用の撮影機ではできない特殊映像制作用機械・機材を有すること。例えば、編集機、デジタル合成や特殊効果の制作機などの主要機器や機械を有すること。 5. タイで撮影する海外映画制作のためのコーディネーション・サービスは、撮影許可取得のための政府機関との連絡、撮影場所探し、スタッフの手配、撮影機材の手配などのサービスを含む。 6. 標準映画撮影やテレビ番組制作スタジオのレンタルサービス。	A 3	5
7.22 観光促進事業			
7.22.1 フェリーあるいは遊覧船サービス、または遊覧船のレンタル	関係政府機関の同意を得ること。	A 3	4
7.22.2 遊覧船の乗船所サービス	船の引き上げ設備、陸上の集積場、修理場など様々な設備を有すること。	A 3	4
7.22.3 遊園地	1. 投資金額（土地代および運転資金を除く）が5億バーツ以上であること。 2. プロジェクトの構成について、委員会の同意を得ること。	A 3	4
7.22.4 芸術文化センターまたは美術工芸展示場	投資金額（土地代および運転資金を除く）が3,000万バーツ以上であること。	A 3	4

業種	条件	恩典	担当部署
7.22.5 野外動物園	1. 投資金額（土地代および運転資金を除く）が5億バーツ以上で、土地面積が500ライ以上であること。 2. プロジェクトの構成について、委員会の同意を得ること。 3. グリーン・エリアと駐車場はそれぞれ全面積の15%以上とすること。	A 3	4
7.22.6 水族館	1. 投資金額（土地代および運転資金を除く）が1億バーツ以上であること。 2. 奨励証書発給日から12ヵ月以内に環境影響予防・改善措置を作成すること。	A 3	4
7.22.7 カーレース場	1. 関係政府機関の同意を得ること。 2. FIA（国際自動車連盟）またはFIM（国際モーターサイクリズム連盟）から、規格の認定を取得すること。 3. 近隣住民に対する危険およびトラブルに対する予防・管理措置を有すること。 4. 奨励証書発給日から12ヵ月以内に環境影響予防・改善措置を作成すること。	A 3	4
7.22.8 ケーブルカー	関係政府機関の同意を得ること。	A 3	4
7.23 観光支援事業			
7.23.1 ホテル	客室が100室以上であるか、または投資金額（土地代および運転資金を除く）が5億バーツ以上であること。以下の恩典を付与する。 20 県の特別投資奨励地域に立地する場合。 - その他の県に立地する場合は、メリットによる追加恩典の対象とならない。	A 4	4
7.23.2 コンベンションホール	1. 4,000 平方メートル以上の会議室用の面積を有し、最大の会議室は 3,000 平方メートル以上であること。 2. 適切な施設および設備を有すること。 3. 設計図について、委員会の同意を得ること。	B 2	4
7.23.3 国際展示場	1. 4,000 平方メートル以上の会議室用の面積を有し、最大の会議室は 3,000 平方メートル以上であること。 2. 適切な施設および設備を有すること。 3. 設計図について、委員会の同意を得ること。	A 3	4
7.23.3 国際展示場	1. 室内展示場が 25,000 平方メートル以上あること。 2. 全展示場に商談室を設けること。	A 3	4

業種	条件	恩典	担当部署
7.23.4 リハビリテーション・センター	- 治療や健康リハビリテーションのための医療技術を使用すること。 - 継続型リハビリテーションプログラムがあり、利用者用の宿泊施設を有すること。 - メリットによる追加恩典の対象とならない。	B 1	4
7.24 産業プラントおよび倉庫の工場開発	- プロジェクトは特別経済開発区に立地しなければならない。 2018 年 12 月 31 日までに申請書を提出すること。	A 2	3
7.27 電気自動車向け充電ステーションサービス	- 器材および部品調達計画を提出すること。 - 電気自動車スマートチャージングシステム開発計画を提出すること。 - 一種類以上の急速充電器を含む、四つ以上の充電器を持つこと。 - 他の政府機関から権利または恩典を受けてはならない。 - BOI 奨励証書の発行日から 3 年以内に ISO 18000 を取得すること。 2018 年 12 月 31 日までに申請書を提出すること。	A 3	2
7.28 医療サービス			
7.28.1 タイ伝統医療公衆サービス	- タイ伝統医療の資格または免許証を取得した人材を採用しなければならない。 - 市立病院と同等またはより高いレベルで、タイ伝統および代替医療局が定めた品質基準 (TTM HA System) を合格しなければならない。	A 3	4
7.28.2 専門医療センター	以下の条件で、不足分野、即ち、心臓関連（冠状動脈疾患、心臓手術、心不全）、癌疾患（化学療法、放射線療法）、腎臓疾患（人工透析センター）のみ投資奨励する。 - 人材採用の適切な計画を持つこと。 - 委員会が承認した道具と器材を所有すること。 - 関連機関からの許可を取得し、資格基準規則または保健省のその他の関連基準を満たさなければならない - サービスの展開、および市民のアクセスを考慮しなければならない	A 2	4

備考：業種 7.25-7.26 の投資奨励申請期間は終了した

法人所得税免除恩典

A1 = 8 年間（上限なし）

A2 = 8 年間

A3 = 5 年間

A4 = 3 年間

業種	条件	恩典	担当部署
7.28.3 病院	特奨投資奨励が受けられる地域は以下の通りである 1. 2014年12月3日付け投資委員会布告第2/2557による一人あたりの国民所得が低い20の県。 2. 南部の境界県国境、即ち、ナラティワート県、パッタニ県、ヤラー県、ストゥン県、及びソクラー県の4つの市、即ち、ジャナ市、ナタウィー市、サバヨイ市、テパー市 3. 特別経済開発区	A 2	4
7.28.4 患者、医者、または医療機器の搬送サービス（海運、陸運、または空運）	1. 関連機関からの承認を得ること。また、関連機関の規則に従い、患者搬送サービス基準を行うこと。 2. 保健省基準または委員会が承認した他の基準の道具及び器材を所有すること。	A 3	4

8 類 技術及びイノベーション開発

業種	条件	恩典	担当部署
8.1 ターゲット技術開発事業	1. 委員会が同意した、製造工程またはサービス提供に使用されるターゲット技術開発工程を有すること。	上限 無しで 10年間 法人 所得税を 免除する	
8.1.1 バイオテクノロジー開発			1
8.1.2 ナノテクノロジー開発	2. 委員会が定めた教育機関又は研究機関との協力形態で技術移転をすること。 (例：技術研究コンソーシアム)		3
8.1.3 先端材料開発			3
8.1.4 デジタルテクノロジー開発	3. 委員会が奨励または同意した科学技術パークに立地する場合、法人所得税免除期間終了後、さらに5年間にわたり純利益から法人所得税50%減税する。		5
	2014年12月3日付投資委員会布告 第2/2557号に基づいたメリットによる追加恩典の対象とし、法人所得税の合計免除期間は最長13年間までとする。		
	**研究開発または関連する試験に使用する物品(原材料および必要資材輸入税の免税恩典によって免税されるものを除く)の輸入税を免除し、関税免除期間は1回1年とする。輸入物品の種類、数量、期間、条件及び方法は定めた条件に従うこと。		

その他の政策および特別措置

1 生産効率向上のための
投資奨励措置

2 南部国境地域における産業開発の
ための投資奨励政策
および
南部国境地域におけるモデル都市
産業開発のための投資奨励措置

3 特別経済開発区における
投資奨励政策

1

生産効率向上のための投資奨励措置

投資委員会布告第 9/2560 号に基づき、省エネ、代替エネルギー使用、環境負荷軽減のための機械の入れ替えや、生産効率の向上のための研究開発支援や、エンジニアリングデザインを奨励する。

対象

1. 既に操業している事業が対象で、被奨励事業か否かを問わない。奨励されていない事業の場合は、奨励申請時点で投資委員会が定めた投資奨励対象業種に該当する事業であること。
2. 既存の被奨励事業が本措置の下で奨励を申請することができるのは、法人所得税の免除または減税期間終了後、もしくは法人所得税免除の恩典が付与されていない事業である。ただし、所定恩典を付与しない特定政策のある業種は除外する。

条件

1. 土地代および運転資金を除く投資金額が、100 万バーツ以上であること。
2. 仏歴 2563 年（2020 年）12 月 31 日までに奨励申請書を提出すること。また奨励証書発給日より 3 年以内に投資を完了すること。



1. 省エネ、代替エネルギー使用、環境負荷軽減のための投資奨励措置

申請者は、省エネ、代替エネルギー使用、環境負荷軽減のための機械の入れ替え投資計画を提出し、以下のいずれか一つを行うこと。

1. 最新技術の機械に入れ替え、エネルギー使用量を所定の割合で削減すること。
2. 最新技術の機械に入れ替え、全体のエネルギー使用量に対し、所定の割合で代替エネルギーを使用すること。
3. 環境負荷軽減のために機械を入れ替え、廃棄物や廃水、排気のいずれかを所定の基準に従い削減すること

恩典

1. 機械の輸入税を免除する。
2. 法人所得税を 3 年間免除する。ただし、生産効率向上のための投資金額（土地代および運転資金を除く）の 50% を上限とする。なお、既存事業からの収入を、法人所得税免除対象の収入とする。
3. 法人所得税の免除期間は、奨励証書発給後、収入が発生した日からとする。



2. 生産効率向上のための機械入れ替えに対する投資奨励措置

申請者は所定の基準の通り、機械の入れ替え投資計画を提出すること。例：生産効率向上のための既存生産ラインの自動化など。

恩典

1. 機械の輸入税を免除する。
2. 法人所得税を 3 年間免除する。ただし、生産効率向上のための投資金額（土地代および運転資金を除く）の 50% を上限とする。なお、既存事業からの収入を、法人所得税免除対象の収入とする。
3. なお、国内の自動機械製造産業に連携・貢献し、それらの機械を、全体の代替機械投資の 30% 以上使用される場合、法人所得税を 3 年間免除する。生産効率向上のための投資金額（土地代および運転資金を除く）の 100% を上限とする。
4. 法人所得税の免除期間は、奨励証書発給後、収入が発生した日からとする。



3. 生産効率向上のための研究開発およびエンジニアリングデザインへの投資奨励措置

所定の基準の通り、研究開発またはエンジニアリングデザインへの投資計画書を提出し、研究開発またはエンジニアリングデザインへの投資もしくは支出が、奨励申請日より最初の3年間における総売上の1%以上であること。公社または中小企業 (SMEs) の場合研究開発またはエンジニアリングデザインへの投資もしくは支出の金額は最初の3年間における総売上の0.5%以上であること。

恩典

1. 機械の輸入税を免除する。
2. 法人所得税を3年間免除する。ただし、生産効率向上のための投資金額（土地代および運転資金を除く）の50%を上限とする。なお、既存事業からの収入を、法人所得税免除対象の収入とする。
3. 法人所得税の免除期間は、奨励証書発給後、収入が発生した日からとする。



4. 農林水産業の国際基準向上への投資奨励措置

申請者は農業生産工程管理 (Good Agriculture Practices: GAP) または森林管理協議会が認証した基準 (Forest Stewardship Council: FSC) または PEFCs 認証制度 (Program for the Endorsement of Forest Certification Scheme) または ISO22000 (食品安全) または持続可能な森林の管理システム (ISO14061 Sustainable Forest Management System (SFM) または同等の農林水産業関連の国際基準向上への投資計画を提出すること。それを充足するための投資・支出があり、投資奨励証書発給日より3年以内に申し立てた基準を取得すること。

恩典

1. 機械の輸入税を免除する。
2. 法人所得税を3年間免除する。ただし、生産効率向上のための投資金額（土地代および運転資金を除く）の50%を上限とする。なお、既存事業からの収入を、法人所得税免除対象の収入とする。
3. 法人所得税の免除期間は、奨励証書発給後、収入が発生した日からとする。

2

南部国境地域における産業開発のための 投資奨励政策、および 南部国境地域におけるモデル都市産業開発 のための投資奨励措置

経済成長に導く、南部国境県における民間部門投資への促進、および住民の所得創出を目的とし、南部国境地域における投資活動を活発化、かつ国境地帯モデル都市企画を具体化させるための政策を以下の通り定める。

	南部国境地域における産業開発のための 投資奨励政策	「安定、豊富、持続的」方針に基づく南部 国境地域におけるモデル都市産業開発のた めの投資奨励措置
1. 企業地	南部国境県は 1. ナラティワート県 2. パッタニー県 3. ヤラー県 4. サトゥーン県 5. ソンクラー県内の4郡：チャナ郡、 ナータウエー、サバーヨーイ郡そしてテー パー郡	1. パタニー県ノーンチク郡 先進農産業開発 (Agricultural Industry City)」のモデル都市とする。 2. ヤラー県ベートン郡 持続・自存的開発 (Sustainable Development City)」のモデル都市とする。 3. ナラティワ県スガイコーロック郡 「国境 貿易 (International Border City)」の モデル都市とする。
2. 投資奨励対象 業種	仏暦 2557 年 (2014 年) 12 月 3 日付投 資委員会布告第 2/2557 号「投資奨励政 策および基準」巻末の全業種	1. 仏暦 2557 年 (2014 年) 12 月 3 日 付投資委員会布告第 2/2557 号「投資 奨励政策および基準」巻末の全業種 2. 特別追加の 6 業種： 2.1 家畜飼料あるいは飼料成分の製造 2.2 建設資材製造事業、および公共 施設プロジェクトのための高圧コ ンクリート製品の製造 2.3 ボディケア製品の製造、例：石鹸、 シャンプー、歯磨き、化粧品 2.4 日用品用プラスチック製品の製造、 例：プラスチック包装 2.5 パルプあるいは紙による製品の製造、 例：紙箱 2.6 工場および / または倉庫用建物の 開発
3. 既存プロジェクト	- 既に操業しているプロジェクトで、被奨励事業であるか否かを問わず、投資奨励対象業 種に該当する事業であること。 - 事業場所は第 1 項に基づく地域に立地する必要なし。	
4. 新プロジェクトの 投資	- 投資奨励を申請する新規プロジェクトで、既に事業を行っている法人、または既存プロ ジェクトを持つ企業グループが全株式を保有する新規法人を指す。 - 事業場所は第 1 項に基づく地域に立地すること。	

	南部国境地域における産業開発のための 投資奨励政策	「安定、豊富、持続的」方針に基づく南部 国境地域におけるモデル都市産業開発のた めの投資奨励措置
5. 条件（既存プロジェ クト）	1. プロジェクトの最低投資金額（土地代および運転投金を除く）は50万バーツ以上とする。 2. タイ国内の中古機械の使用を許可するが、その金額の上限を1,000万バーツまでとし、 また中古機械の金額の1/4以上、新品の機械に投資すること。 3. 2020年12月30までに投資奨励申請書を提出すること。	
6. 条件（該当地域に 立地する新規プロ ジェクト）	1. プロジェクトの最低投資金額（土地代および運転投金を除く）は50万バーツ以上とする。 2. タイ国内の中古機械の使用を許可するが、その金額の上限を1,000万バーツまでとし、 また中古機械の金額の1/4以上、新品の機械に投資すること。 3. 既存プロジェクトに対する恩典の申請書は、新規プロジェクトの操業開始ライセンスの 取得を申請してから提出すること。 4. 2020年12月30日までに新規プロジェクトの申請書を提出すること。その際、既存 プロジェクトの確認書も合わせて提出すること。	
7. 新規プロジェクト に対する恩典	法人所得税を8年間免除する。（上限なし）	
	追加で法人所得税を5年間50%減税する。	
	輸送費、電気代および水道代の2倍までを 15年間控除する。	輸送費、電気代および水道代の2倍までを 20年間控除する。
	インフラの設置費または建設費の25%を控除	
	機械の輸入税を免除する。	
	タイ国内販売向けの原材料および必要資材 の輸入税を通常税率の90%で5年間減税 する。	タイ国内販売向けの原材料および必要資材 の輸入税を通常税率の90%で10年間減 税する。
	輸出向け製造用の原材料および必要資材の 輸入税を5年間免除する。	輸出向け製造用の原材料および必要資材の 輸入税を10年間免除する。
	未熟練外国人労働者の導入許可	
8. 既存プロジェクト に対する恩典	法人所得税を3年間免除する。（新規プロ ジェクトの投資金額を上限とする）	法人所得税を5年間免除する。（新規プロ ジェクトの投資金額を上限とする）
	その他の恩典は新規プロジェクトの場合と同様。	

3

特別経済開発区における投資奨励政策

近隣国との経済的連携の構築と、アセアン経済共同体の発足に備え、投資委員会は布告第 4/2557 号を發布し、特別経済開発区、特に国境地域の工業団地内外における投資を奨励し、以下の恩典を付与する。

一般投資奨励対象業種表	対象業種の場合 (13 業種)
法人所得税免除期間を通常より 3 年追加、ただし合計 8 年間まで	法人所得税免除期間は最高 8 年間
法人所得税が 8 年間免除される A1 または A2 に該当する業種の場合、(訳注：法人所得税免除期間満了後) さらに 5 年間法人所得税を 50%減税	さらに 5 年間法人所得税の 50%減税
- 輸送費、電気代、水道代の 2 倍を 10 年間控除 - 通常の減価償却以外に、インフラの設置費または建設費の 25%を控除 - 機械の輸入税免除 - 輸出向け製造用原材料の輸入税免除 - 未熟練外国人労働者の導入許可 - その他の税制以外の恩典 例：土地の所有権、外国人技術者の導入など	

特別経済開発区政策委員会 (コーノーポー) 布告に基づく特別経済開発区は以下の通り

1. ターク県特別経済開発区 ターク県の 3 郡内 14 タンボン

- メーソット郡内の 8 タンボン：メーソット、メータオ、ターサイルアット、プラタートパーデン、メーカーサー、メーパ、メーク、マハーワン
- ポップラ郡内の 3 タンボン：ポップラ、チョンケーブ、ワレー
- メーラマート郡内の 3 タンボン：メーチャラオ、メーラマート、カネーチャー

2. ムクダーハーン県特別経済開発区 ムクダーハーン県の 3 郡内 11 タンボン

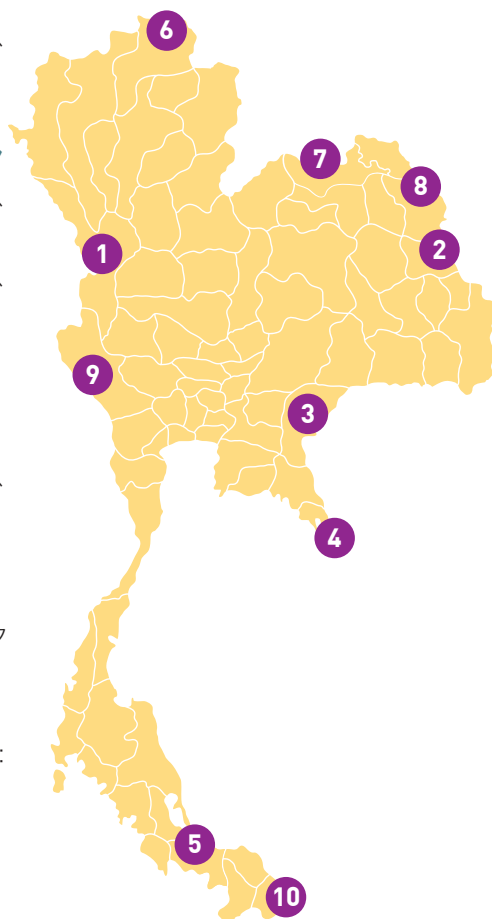
- ムアンムクダーハーン郡内の 5 タンボン：シーブンルアン、ムクダーハーン、バンサイヤイ、カムアーフアン、ナーシーヌアン
- ワーンヤイ郡内の 4 タンボン：バンサイノイ、チャノート、ワーンヤイ、ポンカーム
- ドーンターン郡内の 2 タンボン：ポーサイ、ドーンターン

3. サケーオ県特別経済開発区 サケーオ県の 2 郡内 4 タンボン

- アランヤブラテート郡内の 3 タンボン：バーンダーン、パーライ、ターカーム
- ワッタナーナコーン郡内の 1 タンボン：パッカ

4. トラート県特別経済開発区 トラート県クロンヤイ郡内の 3 タンボン：クロンヤイ、ハートレック、マイルート

5. ソンクラー県特別経済開発区 ソンクラー県サダオ郡内の 4 タンボン：サダオ、サムナックカーム、サムナックテーオ、パダンペーサー



6. チェンライ県特別経済開発区 チェンライ県の 3 郡内 21 タンボン

- チェンコーン郡内の 7 タンボン：クルン、ブンルアン、リムコーン、ウィアン、シードーンチャイ、サターン、ファイソー
- チェンセーン郡内の 6 タンボン：バーンセウ、パーサク、メーグン、ヨーノック、ウィアン、シードーンムーン
- メーサイ郡内の 8 タンボン：コチャー、バーンダーイ、ポーンガーム、ポーンパー、メーサイ、ウィアンパンカム、シームアンチュム、ファイクライ

7. ノーンカーイ県特別経済開発区 ノーンカーイ県の 2 郡内 13 タンボン

- ムアンノーンカーイ郡内の 12 タンボン：カーイボックワーン、ナIMUMアン、バーンドゥア、プラタートバンブアン、ポーチャイ、ポーンサワーン、ミーチャイ、ウィアンクック、シーカーイ、ノーンコームコ、ハートカム、ヒンゴーム
- サクライ郡内の 1 タンボン：サクライ

8. ナコーンパノム県特別経済開発区 ナコーンパノム県の 2 郡内 13 タンボン

- ムアンナコーンパノム郡内の 10 タンボン：クルク、ターコー、ナーサーイ、ナーラートクワイ、ナIMUMアン、バーンブン、ポーターク、ノーンヤート、ノーンセーン、アートサーマート
- ターウテン郡内の 3 タンボン：ノーンターン、ラームラート、ウェンプラバート

9. カンチャナブリー県特別経済開発区 カンチャナブリー県ムアンカンチャナブリー郡内の 2 タンボン：ケーシアン、バーンカオ

10. ナラティワート県特別経済開発区 ナラティワート県の 5 郡内 5 タンボン

- ムアンナラティワート郡内の 1 タンボン：コークキアン
- タークバイ郡内の 1 タンボン：ジェヘー
- イーゴー郡内の 1 タンボン：ラハーン
- ウェーン郡内の 1 タンボン：ロジュード
- スガイコーロック郡内の 1 タンボン：スガイコーロック

一般投資奨励対象業種事業で特別経済開発区に立地する場合

以下の通り、法人所得税免除期間を追加で付与する。

特別経済開発区に立地する一般投資奨励対象業種	A1	A2	A3	A4	B1	B2
業種によって付与される法人所得税の免除期間	8 年間 (上限なし)	8 年間	5 年間	3 年間	—	—
特別経済開発区への立地により追加される法人所得税の免除期間	—	—	3 年間	3 年間	3 年間	3 年間
合計期間	8 年間	8 年間	8 年間	6 年間	3 年間	3 年間
(訳注：法人所得税の免除期間終了後) 5 年間にわたる 50%減税	✓	✓	—	—	—	—

特別経済開発区政策委員会の布告に基づく対象業種 (13 業種) の場合

以下の通り、法人所得税免除期間を付与する。

特別経済開発区投資奨励対象業種	A1	A2	A3	A4	B1	B2
業種によって付与される法人所得税の免除期間	8 年間 (上限なし)	8 年間	8 年間	8 年間	8 年間	8 年間
(訳注：法人所得税の免除期間終了後) 5 年間にわたる 50%減税	✓	✓	✓	✓	✓	✓

* 2018 年 12 月 31 日までに申請すること。

特別経済開発区における対象業種

特別経済開発区政策委員会により第 1 期特別経済開発区（5 区）における対象業種が定められた。各区の特性、制限条件、地元住民の要望により地域毎に対象業種が異なっており、13 グループ（66 業種）に分けられる。さらに、仏歴 2559 年（2016 年）1 月 10 日付投資委員会布告第 12-16/2558 号に基づき、以下の 6 の対象業種が追加される。

13 グループ（66 業種）										
対象業種	ターク	サケーオ	トラート	ムクダーハーン	ソンクラ	チェンライ	ノンカイ	ナコーンパノム	カンチャナブリー	ナラティワート
1. 農業、水産業および関連事業	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	特別経済開発区政策上の業種条件を緩和し、南部国境県における投資奨励措置に基づく恩典を付与する。
2. セラミックス製品	✓							✓	✓	
3. 繊維、衣類、皮革産業	✓	✓			✓	✓	✓	✓	✓	
4. 家具の製造	✓	✓			✓	✓		✓	✓	
5. 宝石および装飾品	✓	✓				✓		✓	✓	
6. 医療機器の製造	✓	✓				✓		✓	✓	
7. 自動車部品、機械および部品	✓	✓						✓	✓	
8. 電気電子産業	✓	✓		✓				✓	✓	
9. プラスチック製造	✓	✓				✓		✓	✓	
10. 薬品製造	✓	✓				✓		✓	✓	
11. ロジスティクス	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
12. 工業団地 / 工業区	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
13. 観光支援事業	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	

の対象業種が追加される										
対象業種	ターク	サケーオ	トラート	ムクダーハーン	ソンクラ	チェンライ	ノンカイ	ナコーンパノム	カンチャナブリー	ナラティワート
1. 家畜飼料あるいは飼料成分の製造	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
2. 公共施設プロジェクトのための高圧コンクリート製品の製造、および建設資材の製造	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
3. ボディケア製品の製造、例：石鹸、シャンプー、歯磨き、化粧品	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
4. 消費生活用のプラスチック製品の製造、例：プラスチック梱包	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
5. パルプまたは紙からの製品の製造、例：紙箱	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
6. 工場、およい / または倉庫のための建物開発	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓

特別経済開発区における対象業種表

近隣国との経済的連携の構築と、アセアン経済共同体の発足に備え、投資委員会は布告第 4/2557 号を發布し、特別経済開発区、特に国境地域の工業団地内外での投資を奨励する。仏暦 2558 年（2015 年）4 月 28 日付投資委員会布告第 1/2558 号、第 2/2558 号、第 3/2558 号、第 4/2558 号、および第 5/2558 号に基づく特別経済開発区における対象業種表は次頁以降の通り。

1 類 農業および農産品

農業、水産業および関連事業

業種	条件	恩典	担当部署
1.4 乾燥植物およびサイロ		B 1 8+5	1
1.5.1 家畜または水棲動物の繁殖	最新技術を使用すること。例えば、密閉型育舎の使用、育舎内を常時適切な空気環境に保つための換気システムの設置、自動給水給餌システムの設置、感染症媒介生物の飼育場への侵入防止システムの設置、頭数カウントセンサーシステムの設置など。	A 4 8+5	1
1.5.2 家畜または水棲動物（エビを除く）の養殖	最新技術を使用すること。例えば、密閉型育舎の使用、育舎内を常時適切な空気環境に保つための換気システムの設置、自動給水給餌システムの設置、感染症媒介生物の飼育場への侵入防止システムの設置、頭数カウントセンサーシステムの設置、および環境への影響を予防・軽減する効率的なシステムの設置など。	A4 8+5	1
1.6 屠殺	最新製造技術を使用すること。例えば、動物の気絶処理、動物を掛ける吊り具、冷蔵室、冷却システム、肉質検査、異物検査など。	A 4 8+5	1
1.8 植物、野菜、果物、花の品質選別、包装、保存	最新技術を使用すること。例えば、色彩選別機、蒸熱による果実蠅の卵の殺滅処理、コーティングなど。	A 3 8+5	1
1.9 加工澱粉 (Modified Starch) または特殊な植物からの製粉		A 3 8+5	1
1.10 植物または動物からの油脂の製造（大豆からの油を除く）	1. 植物からの原油または半精製油の製造は、農産物を原材料にすること。 2. 植物からの精製油は、農産物または原油を原材料にすること。	A 3 8+5	1
1.11 天然エキスの製造または天然エキスからの製品の製造（薬品、石鹸、シャンプー、歯磨き粉、化粧品を除く）		A 4 8+5	1
1.14.1 基礎ゴム加工		A 4 8+5	1
1.15 農業の副産物あるいは残り屑からの製品の製造		A 4 8+5	1

8 = 法人所得税を 8 年間免除（A1 グループの場合は上限なし）

5 = さらに 5 年間法人所得税を 50% 減税

業種	条件	恩典	担当部署
1.17 最新技術を使用した食品の製造・保存、飲料、食品添加物 (Food Additives)、または食品調合物 (Food Ingredients) の製造 (アルコール飲料を除く)	1. 混合や希釈工程のみのプロジェクトは奨励しない。 2. 発酵工程があるプロジェクトは、研究で立証された種菌を使用すること。	A 3 8+5	1
1.19 冷蔵・冷凍倉庫、または冷蔵・冷凍倉庫および冷蔵・冷凍運輸		B 1 8+5	1
1.20 農産物取引センター	1. 土地面積は 50 ライ以上であること。 2. 全面積の 60%以上が農産品に関する業務あるいはサービスであり、中に農産品の展示場あるいは取引場、競売センター、冷凍庫、倉庫を有すること。 3. 品質検査・選別、残留物質検査サービスを提供すること。	A 3 8+5	1
1.22 家畜飼料あるいは飼料成分の製造		B 1 8	1

2 類 セラミックス

セラミックス製品の製造

業種	条件	恩典	担当部署
2.4.3 セラミックス製品の製造 (土器およびセラミックスタイルを除く)	焼成および / またはアニール工程を有すること。	B 1 8+5	3

公共施設プロジェクトのための高圧コンクリート製品の製造、および建設資材の製造

業種	条件	恩典	担当部署
2.17 公共施設プロジェクトのための高圧コンクリート製品の製造、および建設資材の製造		A 2 8	3

3 類 軽工業

繊維、衣類

業種	条件	恩典	担当部署
3.1.1 天然繊維または人工繊維の製造	リサイクル繊維の製造の場合は、タイ国内の残り屑・廃棄物のみを使用すること。	A 2 / A 4 / B 1 8+5	5

8 = 法人所得税を 8 年間免除 (A1 グループの場合は上限なし)

5 = さらに 5 年間法人所得税を 50% 減税

業種	条件	恩典	担当部署
3.1.2 糸または布の製造		A 3 / A 4 / B 1 8 + 5	5
3.1.4 衣類、衣類部品、および家庭用繊維製品の製造		A 4 / B 1 8 + 5	5
3.2 不織布の製造または不織布から衛生製品 (Hygienic Products) の製造		A 4 8 + 5	5
3.3 鞆もしくは履物製品の製造、または皮革もしくは人工皮革からの製品の製造		A 4 / B 1 8 + 5	5
3.4 スポーツ用品またはその部品の製造		B 1 8 + 5	5

家具の製造

業種	条件	恩典	担当部署
3.6 家具またはその部品の製造		A 4 / B 1 8 + 5	5

宝石および装飾品

業種	条件	恩典	担当部署
3.8 宝石および装飾品、あるいはその部品、原材料、プロトタイプ		A 4 8 + 5	5

医療機器の製造

業種	条件	恩典	担当部署
3.11 医療器具・機器またはその部品の製造		A 1 - A4 8 + 5	1

8 = 法人所得税を 8 年間免除 (A1 グループの場合は上限なし)

5 = さらに 5 年間法人所得税を 50% 減税

4 類 金属製品、機械、運輸機器

自動車、機械および部品産業

業種	条件	恩典	担当部署
4.4 汎用エンジンまたは備品の製造		A 4 / B 1 8 + 5	2
4.5.2 機械、その備品、部品の製造および / または金型の修理	部品の製造工程および / またはエンジニアリングデザイン工程を有すること。	A 3 8 + 5	2
4.5.3 機械組み立ておよび / またはその備品の組み立て	委員会が同意した組立工程を有すること。	A 4 8 + 5	2
4.8.17 その他乗り物部品の製造		B 1 8 + 5	2
4.12 オートバイの製造（総排気量が 248cc. 未満のものを除く）	1. 構造的な溶接組立工程および吹付塗装工程を有すること。 2. 部品製造、部品利用の計画を投資委員会に提出し、同意を得ること。	B 1 8 + 5	2

建設用もしくは工業用金属構造の製造

業種	条件	恩典	担当部署
4.14 建設用もしくは工業用金属構造の製造 (Fabrication Industry)		A 3 / A 4 8 + 5	3

5 類 電気・電子機器産業

電気電子機器産業

業種	条件	恩典	担当部署
5.1 電気製品の製造		A 2 / A 3 8 + 5	2
5.2.2 LED 電球の製造		A 4 8 + 5	2
5.2.3 電気製品用コンプレッサーおよび / またはモーターの製造		A 4 8 + 5	2

8 = 法人所得税を 8 年間免除 (A1 グループの場合は上限なし)

5 = さらに 5 年間法人所得税を 50% 減税

業種	条件	恩典	担当部署
5.2.4 ワイヤハーネスの製造		B 1 8 + 5	2
5.2.5 その他電気機器部品の製造		B 1 8 + 5	2
5.3.5 オーディオビジュアル製品 (Audio Visual Product) の製造		A 4 8 + 5	2
5.3.6 事務用電子機器の製造		A 4 8 + 5	2
5.3.7 その他電子製品の製造		B 1 8 + 5	2
5.4.6.2 一般 HDD および / またはその部品 (Top Cover または Base Plate または Peripheral を除く) の製造	既存機械の改修に対する投資は、投資プロジェクトの一部とみなすが、既存機械の取得費用は法人所得税免税対象金額に含めない。	A 3 8 + 5	2
5.4.6.3 HDD 用 Top Cover または Base Plate または Peripheral の製造		A 4 8 + 5	2
5.4.12 フレキシブルプリント基板および / または多層プリント配線基板および / またははその部品の製造	委員会が同意した製造工程を有すること。	A 2 / A 3 8 + 5	2
5.4.13 その他記憶装置の製造		A 4 8 + 5	2
5.4.14 一般プリント回路板組立 (PCBA) の製造		A 4 8 + 5	2
5.4.17 オーディオビジュアル製品用部品の製造		A 4 8 + 5	2
5.4.18 事務用電子機器部品の製造		A 4 8 + 5	2
5.4.19 その他電子部品の製造		B 1 8 + 5	2

8 = 法人所得税を 8 年間免除 (A1 グループの場合は上限なし)

5 = さらに 5 年間法人所得税を 50% 減税

6 類 化学品およびプラスチック

化学品およびプラスチックの製造

業種	条件	恩典	担当部署
6.6 工業用プラスチック製品 (Plastic Products for Industrial Goods) の製造	プラスチック成形工程を有すること。	B 1 8 + 5	3
6.7.1 多層プラスチック包装材 (Multilayer Plastics Packaging) の製造	プラスチックシートを 2 層以上多層化する工程を有すること。	A 3 8 + 5	3
6.7.2 無菌プラスチック包装材 (Aseptic Plastics Packaging) の製造	操業開始期限日から 2 年以内にクリーンルーム基準 ISO14611 レベル 7 または米国連邦規格 209 E クラス 10000 以上またはそれに相当する国際規格の認定を受けること。	A 3 8 + 5	3
6.7.3 静電防止プラスチック包装材 (Antistatic Plastics Packaging) の製造	操業開始期限日から 2 年以内にクリーンルーム基準 ISO14611 レベル 7 または米国連邦規格 209 E クラス 10000 以上またはそれに相当する国際規格の認定を受けること。	A 3 8 + 5	3
6.8 リサイクルプラスチック製品の製造	タイ国内のみのプラスチック屑からの成形工程を有すること。	A 4 8 + 5	3

薬品の製造

業種	条件	恩典	担当部署
6.10 薬品の製造	- 現代医薬品製造の場合は、操業開始期限日から 2 年以内に PIC/S に基づく GMP 基準の認定を受けること。 - 伝統医薬品製造の場合は操業開始期限日から 2 年以内に GMP 基準の認定を受けること。 - 既存プロジェクトの改善の場合は、既存の機械設備は投資プロジェクトの一部とみなすが、その機械設備の取得費用は法人所得税免税対象金額に含めない。	A 2 / A 3 8 + 5	1

一般の印刷物の製造

業種	条件	恩典	担当部署
6.14.2 一般の印刷物の製造		B 1 8 + 5	5

8 = 法人所得税を 8 年間免除 (A1 グループの場合は上限なし)

5 = さらに 5 年間法人所得税を 50% 減税

ボディケア製品の製造

業種	条件	恩典	担当部署
6.15 消費生活用のプラスチック製品の製造、例： 石鹸、シャンプー、歯磨き、化粧品		A 2 8	1

消費生活用のプラスチック製品の製造

業種	条件	恩典	担当部署
6.16 消費生活用のプラスチック製品の製造、例： プラスチック梱包		A 2 8	3

パルプまたは紙からの製品の製造

業種	条件	恩典	担当部署
6.17 パルプまたは紙からの製品の製造、例： 紙箱		A 2 8	3

7 類 サービス、公共事業

ロジスティクス事業

業種	条件	恩典	担当部署
7.1.3 コンテナ方式による輸出品の検査 およびコンテナ積載のための施設、 または、埠頭外での輸入品の検査 およびコンテナ方式による輸出品 の積載保管場所 (Inland Container Depot:ICD)		A 3 8 + 5	4
7.4.1 物流センター (Distribution Center: DC)	1. 払込登録資本金が 1,000 万バーツ以上 であること。 2. 最新のコンピュータシステムにより制御さ れる物品貯蔵施設を備えること。	B 1 8 + 5	4
7.4.2 国際物流センター (International Distribution Center: IDC)	1. 払込登録資本金が 1,000 万バーツ以上 であること。 2. 最新のコンピュータシステムにより制御さ れる物品貯蔵施設を備えること。 3. 追加条件は以下の通りとする。 3.1 投資金額（土地代と運転資金を除 く）が 1 億バーツ以上であること。 3.2 1 カ国以上に対し物流を行うこと。	A 3 8 + 5	4

8 = 法人所得税を 8 年間免除 (A1 グループの場合は上限なし)

5 = さらに 5 年間法人所得税を 50% 減税

工業団地または工業区

業種	条件	恩典	担当部署
7.9.1.1 工業団地または工業区	- 土地面積が 500 ライ以上あること。 - 工場用地は、総面積の 60%以上で 75% を超えてはならない。ただし、1,000 ライ 以上の場合は、投資委員会の同意に従うものとする。 - その他の条件は以下の通りとする。 - 基幹道路 - 総面積が 1,000 ライ以上の場合は 4 車線あり、道幅が 30 メートル以上で、路面幅が 14 メートル以上であり、交通島があり、両側にそれぞれ 2 メートル以上の歩道があり、緊急駐車のために十分な路肩があること。 - 総面積 500 ～ 1,000 ライの場合、2 車線あり、道幅が 20 メートル以上で、路面幅が 7 メートル以上であり、両側にそれぞれ 2 メートル以上の歩道があり、緊急駐車のために十分な路肩があること。 - 補助道路は路面幅が 8.5 メートル以上で、両側にそれぞれ 2 メートル以上の路肩があること。 - 廃水処理設備は廃水の性質に合ったもので、処理後の排水池があり、法定の排水基準に準ずるシステムであること。 - 廃水用の排水システムは雨水用の排水管と完全に分けること。 - 委員会の同意した方式に基づきゴミ集積、整理、処理の方法を有すること。 - 入居する工場は、天然資源・環境政策および計画事務局の専門家委員会が同意した環境影響評価報告書が指定する対象産業および禁止業種に沿ったものであること。	A 3 8 + 5	3

8 = 法人所得税を 8 年間免除 (A1 グループの場合は上限なし)

5 = さらに 5 年間法人所得税を 50% 減税

業種	条件	恩典	担当部署
7.9.1.2 宝石・宝飾産業工業団地または工業区	3.7 入居する工場に対し、充分に使用できる電力、水道、電話、郵便などの公共施設を有すること。 3.8 奨励証書発給日より2年以内に土地の総面積の約25%以上、もしくは委員会が同意した面積を整備し、公共サービスを提供できるようにすること。 1. 土地面積が100 ライ以上であること。 2. 総面積の40% 以上を宝石および宝飾産業関連事業にあてること。 3. 宝石または宝飾の取引の場所を設けること。 4. 十分な保安システムを設けること。 5. 会議室、展示場およびビジネスセンターを有すること。	A 3 8 + 5	5
7.9.1.3 ロジスティクス・パーク (Logistics Park)	1. 土地総面積が200 ライ以上あり、延べ面積50,000 平方メートル以上の賃貸または販売用倉庫の建設に投資すること。 2. 港湾、空港、国境税関所、通関および陸上コンテナデポ (Inland Container Depot: ICD) より半径50 キロ以内またはフリーゾーン内にいずれかに立地すること。 3. 一部または全ての面積をフリーゾーンとすること。 4. コンテナ・ヤードまたはトラックターミナルがあり、または50 以上のコンテナを保管、預かるデポを有すること。 5. ロジスティクス・パークから国内・国際通信センターとの間に高速通信システムがあること。 6. 登録資本金の51%以上をタイ国籍者が保有すること。 7. 関連政府機関の同意を得ること。	A 3 8 + 5	4

観光支援事業

業種	条件	恩典	担当部署
7.22.1 フェリーあるいは遊覧船サービス、または遊覧船のレンタル	関係政府機関の同意を得ること。	A 3 8 + 5	4

8 = 法人所得税を8年間免除 (A1 グループの場合は上限なし)

5 = さらに5年間法人所得税を50% 減税

業種	条件	恩典	担当部署
7.22.2 遊覧船の乗船所サービス	船の引き上げ設備、陸上の集積場、修理場など様々な設備を有すること。	A 3 8 + 5	4
7.22.3 遊園地	1. 投資金額（土地代および運転資金を除く）が 5 億バーツ以上であること。 2. プロジェクトの構成について、委員会の同意を得ること。	A 3 8 + 5	4
7.22.4 芸術文化センターまたは美術工芸展示場	投資金額（土地代および運転資金を除く）が 3,000 万バーツ以上であること。	A 3 8 + 5	4
7.22.5 野外動物園	1. 投資金額（土地代および運転資金を除く）が 5 億バーツ以上で、土地面積が 500 ライ以上であること。 2. プロジェクトの構成について、委員会の同意を得ること。 3. グリーン・エリアと駐車場はそれぞれ全面積の 15%以上とすること。	A 3 8 + 5	4
7.22.6 水族館	1. 投資金額（土地代および運転資金を除く）が 1 億バーツ以上であること。 2. 奨励証書発給日から 12 ヶ月以内に環境影響予防・改善措置を作成すること。	A 3 8 + 5	4
7.23.3 国際展示場	1. 室内展示場が 25,000 平方メートル以上あること。 2. 全展示場に会議室を設けること。	A 3 8 + 5	4
7.23.4 リハビリテーション・センター	1. 治療や健康リハビリテーションのための医療技術を使用すること。 2. 継続型リハビリテーションプログラムがあり、利用者用の宿泊施設を有すること。	B 1 8 + 5	4

工場、およい / または倉庫のための建物開発

業種	条件	恩典	担当部署
7.24 工場、およい / または倉庫のための建物開発		A 2 8	3

8 = 法人所得税を 8 年間免除（A1 グループの場合は上限なし）

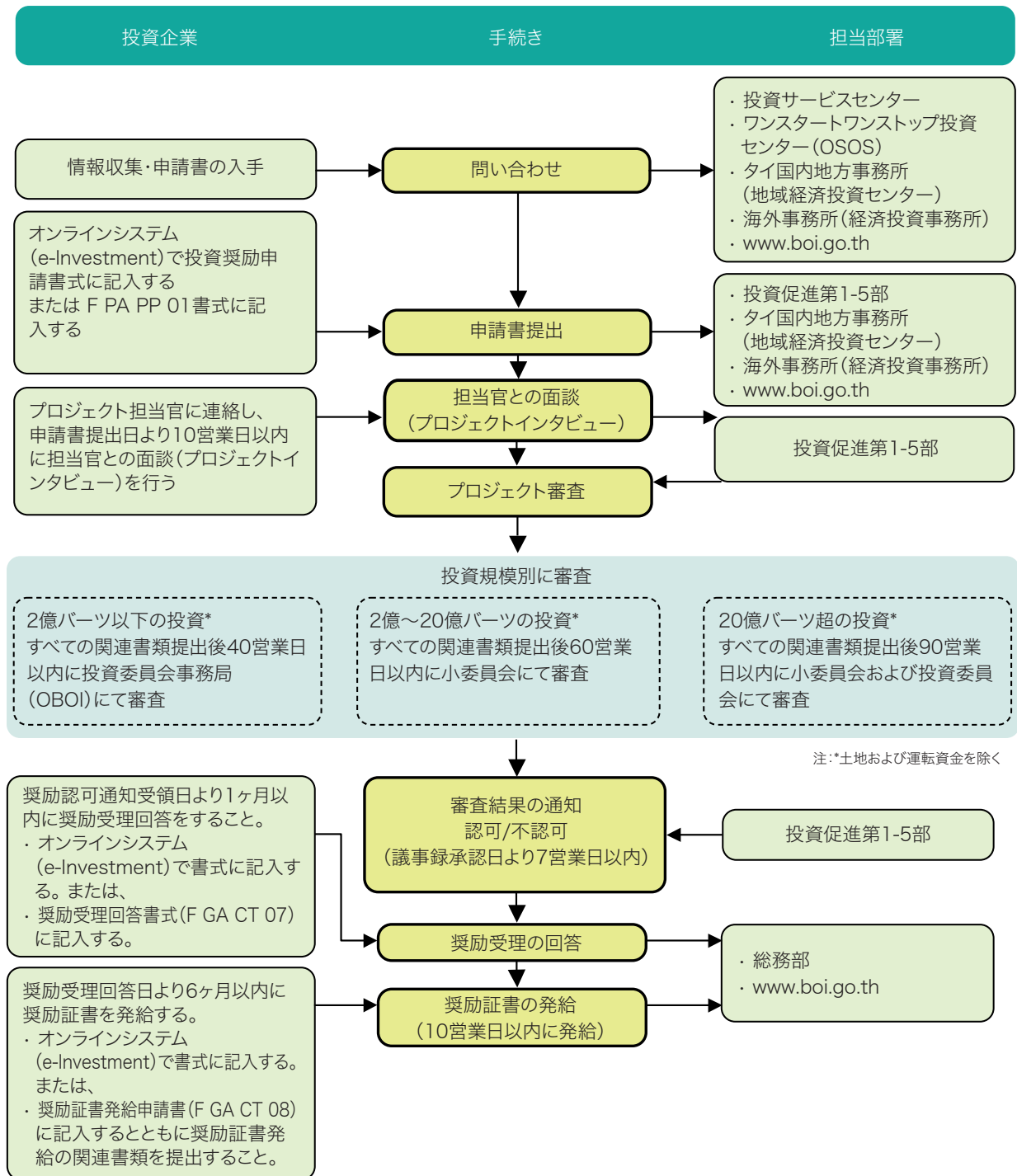
5 = さらに 5 年間法人所得税を 50% 減税

第2部 投資奨励申請の手続き

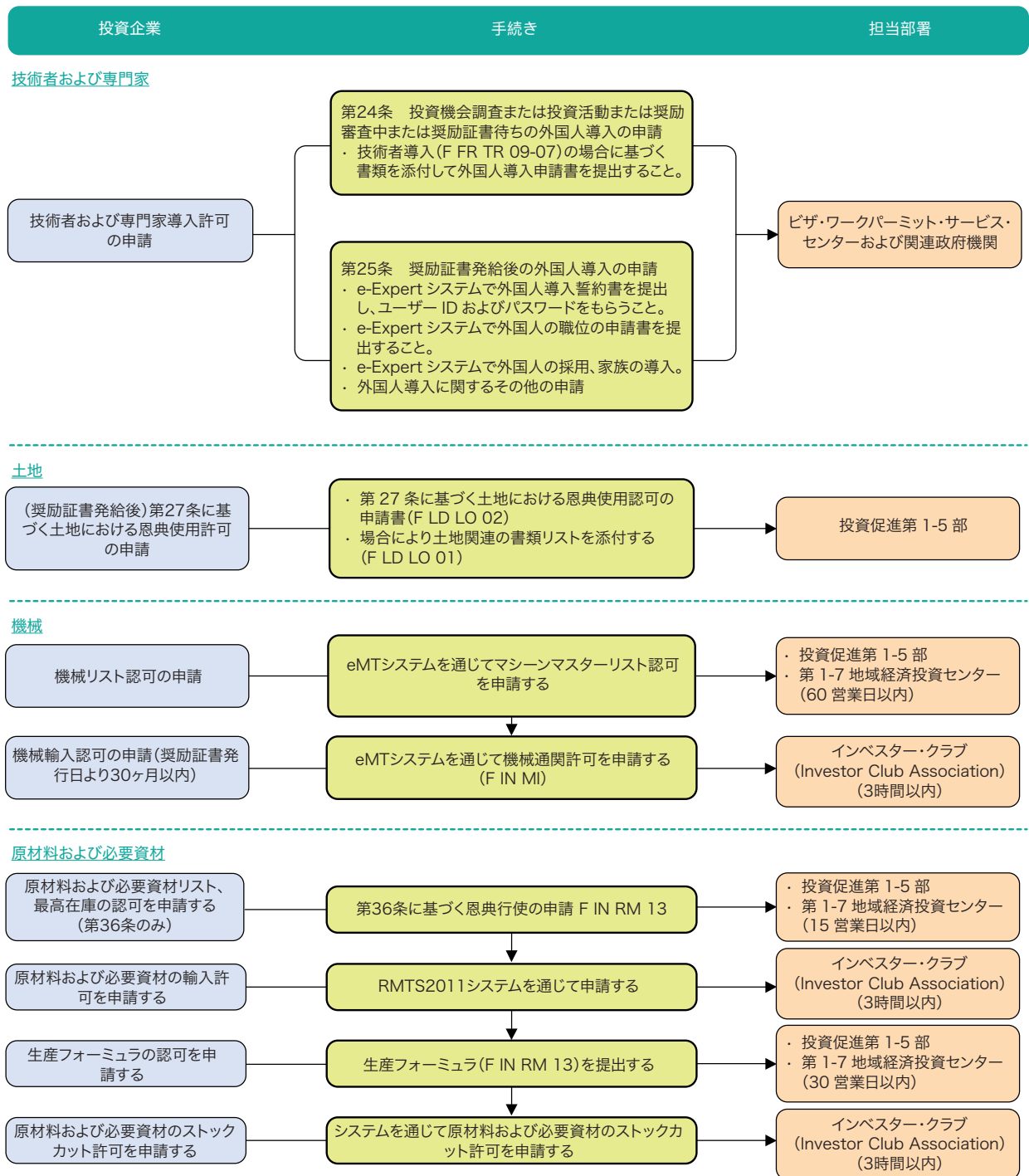
投資奨励申請、および被奨励プロジェクトの 恩典利用の手続き

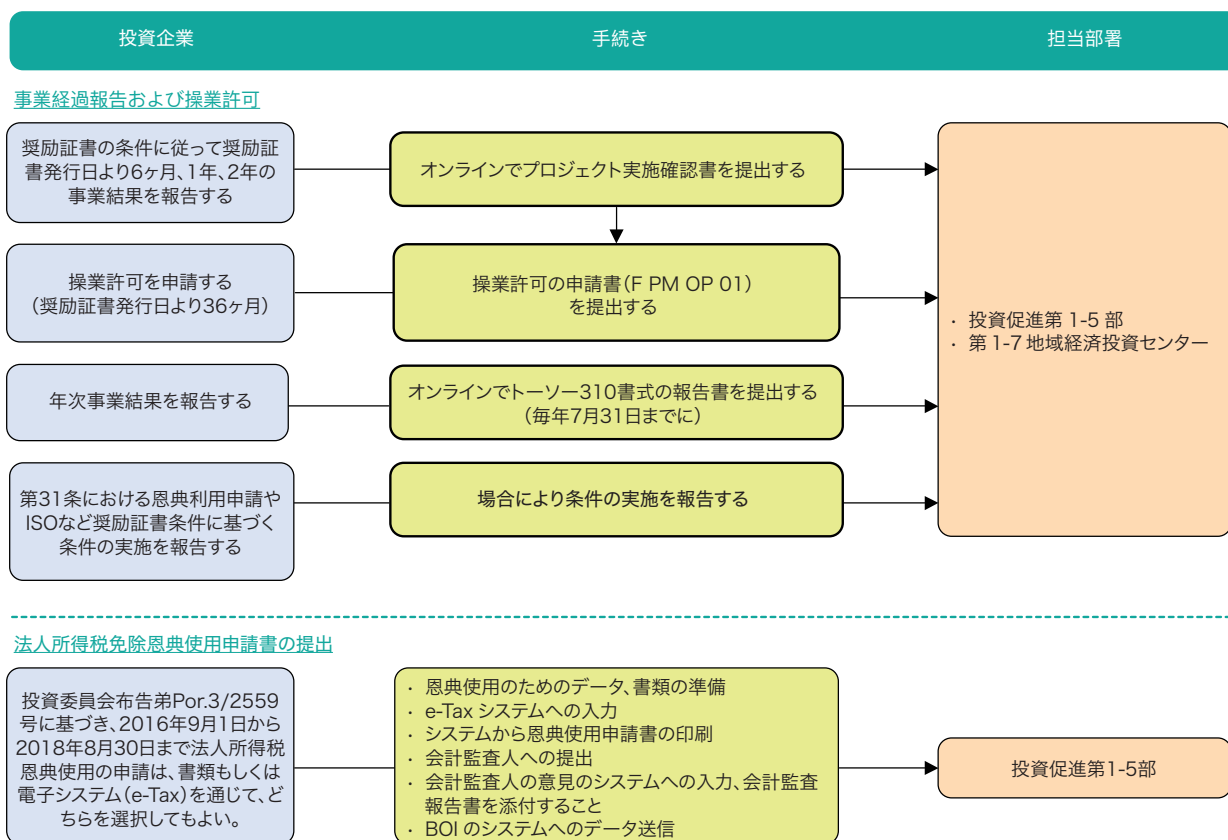
投資委員会の業務を迅速かつ効率的にし、被奨励者の手続きの円滑化を図るため、投資委員会事務局規定第 1/2553 号件名：投資奨励手続き所要期間の規定に基づき、奨励者の恩典行使および奨励申請手続きを以下の通り定める。

投資奨励申請の手続き



プロジェクト進行および恩典利用の手続き





備考: 2018年8月31日から電子システム(e-Tax)のみを通じて提出すること

投資奨励の手続きおよび所要期間の規定

奨励申請書の審査

1. 投資金額 2 億バーツ以下の規模の申請案件は、投資委員会事務局の権限により 40 営業日以内に審査を完了する。投資金額 2 億バーツ～ 20 億バーツの規模の申請案件は、小委員会の権限により 60 営業日以内に審査を完了する。20 億バーツを超える規模の申請案件は、小委員会と投資委員会の権限により、90 営業日以内に審査を完了する。但し、申請書と審査に必要な書類が全て提出されてからの日数であり、また規定の条件に従ったプロジェクトであること。
2. 審査に必要な提出書類は以下の通り。
 - 2.1 必要事項を全て記入した投資奨励申請書を 2 部（事業によって様式は異なる）
 - 2.1.1 一般事業用投資奨励申請書（F PA PP 01）
 - 2.1.2 サービス事業用投資奨励申請書（F PA PP 03）
 - 2.1.3 ソフトウェアおよび E - Commerce 事業用投資奨励申請書（F PA PP 04）
 - 2.1.4 中小企業用投資奨励申請書（F PA PP 29）
 - 2.2 土地代および運転資金を除く投資金額が 7 億 5000 万バーツを超えるプロジェクトは、可能性調査（Feasibility Study）報告書を添付すること。可能性調査報告書については、仏暦 2534 年（1991 年）11 月 1 日付投資委員会事務局布告第 50/2534 号に基づく内容を記載すること。
 - 2.3 事業によって追加で情報や書類が必要な場合には、事務局より個別に知らせる。
3. 奨励申請書の提出先は、投資委員会事務局投資促進第 1 部～第 5 部、第 1 ～第 7 地域経済投資センター（タイ国内地方事務所）、または経済投資事務所（海外事務所）とする。
4. 詳細は、投資委員会事務局投資促進第 1 部～第 5 部まで直接問い合わせること。

奨励認可・不認可の通知

1. 議事録の承認日より 7 営業日以内に事務局より通知する。
2. 詳細は、投資委員会事務局投資促進第 1 部～第 5 部まで直接問い合わせること。

奨励受理の回答

1. 奨励申請者は、認可通知受領日より 1 ヶ月以内に奨励受理回答様式（F GA CT 07）を提出すること。
2. 第 1 項にて定めた期限内に奨励受理回答様式を提出できない場合、奨励受理回答延期申請書（F GA CT 01）を 3 回まで提出できる。事務局は、申請書を受理後、1・2 回目は受理日より 3 営業日以内、3 回目は 7 営業日以内に奨励受理回答延期の審査を完了する。
3. 奨励受理回答様式、奨励受理回答延期申請書の提出について、詳細は投資委員会事務局総務部奨励証書係まで問い合わせること。

奨励証書の発給

1. 奨励申請者は、奨励受理回答様式の提出日より 6 ヶ月以内に、奨励証書発給申請書（F GA CT 08）を以下の必要書類とともに提出すること。
 - 1.1 奨励証書発給申請書（F GA CT 08）：必要事項を全て記入すること
 - 1.2 会社の定款
 - 1.3 増資の場合の定款（もしある場合）
 - 1.4 法人登記証明書

- 1.5 法人登記事務所 (Office of the Company Limited and Partnership Registration) が証明した法人登記簿謄本
- 1.6 法人登記事務所 (Office of the Company Limited and Partnership Registration) が証明した株主名簿およびそれぞれの国籍
- 1.7 タイ国外からの資金送金を証明する書類 (外国からの投資の場合)
- 1.8 合併契約書、技術援助契約書、その他の援助契約書 (もしある場合)
- 1.9 インフラ、労働調査票 (F GA CT 13)

事務局は、奨励証書発給申請書および全ての必要書類を受理後、10 営業日以内に奨励証書を発給する。

2. 第 1 項にて定めた期限内に奨励証書発給申請書および必要書類を提出できない場合、奨励証書発給申請期限延長申請書 (F GA CT 04) を 3 回まで提出できる。事務局は、申請書を受理後、1・2 回目は受理日より 3 営業日以内、3 回目は 7 営業日以内に奨励証書発給申請期限延長の審査を完了する。
3. 奨励証書発給申請書および奨励証書発給申請期限延長申請書の提出について、詳細は投資委員会事務局総務部奨励証書係まで問い合わせること。

奨励証書添付書類の変更

奨励証書添付書類の変更は、全ての必要書類を揃えて提出後 1 営業日以内に完了する。

変更事項	必要書類
<u>恩典</u> 1. 第 28 条 機械の輸入税免除 2. 第 30 条 原材料輸入税減税 (期間の延長) 3. 第 31 条 法人所得税免除 (恩典の追加 / 削減) 4. 第 36(1)(2) 条 原材料輸入税免除 (期間の延長) 5. 恩典の一部取消 / 廃止 6. 機械の輸入期限および操業開始期限延長	1. 投資促進第 1-5 部からの認可通知書の写し 2. 奨励証書原本
<u>プロジェクトの特定条件</u> 3. 登録資本金 4. 出資比率の変更 5. 製品 / 事業規模 6. 工場、事業所立地 7. 生産能力の引き下げ / 引き上げ 8. 法人所得税免除額の上限変更	1. 投資促進第 1-5 部からの認可通知書の写し 2. 奨励証書の原本 注:外国人の出資比率の引き上げは、タイ国外からの追加送金に関する証拠書類を添付すること。
<u>その他</u> 1. 事務所の立地 2. 社名	1. 会社からのカバーレター 2. 法人登記事務所からの証明書の写し 3. 奨励証書原本

第3部 可能性調査報告書

投資奨励申請プロジェクトの可能性調査報告書

投資金額（土地代および運転資金を除く）7 億 5000 万バーツを超えるプロジェクト

可能性調査 (Feasibility Study) 報告書は、以下の内容から構成すること。

1. プロジェクトの概要

申請者、製造する製品、投資金額、工場立地、従業員数、使用する原材料、技術などプロジェクトの概略

2. 産業の概略

2.1 奨励申請する製品と国内外における関連産業の概略を説明すること。

2.2 奨励申請する製品の需要

2.2.1 国内需要

- 過去 5 年間の輸入統計
- 類似製品を製造している他社メーカーの生産量（もしある場合）
- 奨励申請する製品を原材料として使用する産業はどれだけあるのか、将来における傾向はどうなるか
- 需要量と将来の成長率

2.2.2 主要輸出先およびその将来の成長率

2.3 国内における類似製品の生産量

- 奨励されていない一般メーカーはどれだけ存在しているのか、品質と生産効率はどうか
- 被奨励メーカーは何社あるか、生産能力はどれくらいか、稼働率はどの程度か

3. プロジェクトの妥当性

3.1 投資企業

- ビジネスそして産業に関する、タイ側および外国側の投資企業・経営者の経験、各々の投資企業の出資比率
- 合併相手との交渉の状況：交渉中、または合併契約済など
- 新会社を設立せず、既存の会社で投資する場合、既存の会社はどのような株主がいるのか、どのような事業に投資しているのか、過去の業績および賃借対照表

3.2 財務面

- 資金源、すなわち株主または借金で資金調達するか、タイ国内またはタイ国外からか、それぞれいくらか
- 土地、建物、機械、運転資金など資金の用途
- ○年間法人所得税を免除された場合と、法人所得税を免除されなかった場合のキャッシュフロー、正味現在価値 (Net Present Value: NPV)、内部収益率 (Internal Rate of Return: IRR)
- 金融機関からの融資について、金融機関による検討はどの段階か
例：プロジェクト調査中、あるいはプロジェクトへの融資承認済みなど

3.3 競争力

- 製造する製品および主要な原材料にかかる輸入税および事業税が適切か否か
- 稼働率 50%、80%、100% の場合の 1 単位当たりの原価
- 類似製品の CIF 価格および輸入原価
- タイでその製品を製造するメリット

- 感度分析 (Sensitive Analysis)、すなわち製品・原材料の販売価格そしてその税率の仮定が変化した場合、プロジェクトの可能性への影響
- 将来、国の支援に頼らず輸入製品と競争できるように生産効率を向上できるか否か、どの程度時間がかかるか

3.4 技術面

- 生産するにはどのような技術があるのか、それぞれどのようなメリット・デメリットがあるのか、各国の工場で使用されている技術はどれか、プロジェクトでその技術を採用した理由は何か
- 技術支援をするのは誰か、どの面での技術支援か、技術を提供する上でどのような制限があるか、技術使用料はいくらか
- 生産工程が充分か否か
- 他国における工場での生産規模と比較して適切か否か
- 原材料の調達先やその充足性、そして将来、原材料をタイ国内で調達する可能性
- 工場の立地場所について、その県を立地場所に選んだ理由、水、電力、その他のインフラが充分か否か
- 各レベルの労働者の使用および従業員の研修計画

3.5 環境への影響

- 原材料、製品または製造工程は環境問題を及ぼすか否か
- 環境汚染問題対策・予防措置：環境汚染予防策実施のための支出や、機械への投資を含む

3.6 研究開発：研究開発計画に関する説明

- 製品の品質改良、製品設計
- 原材料および労働力の節約の面を含む生産効率向上
- 製造工程の改善
- 原材料の品質向上

4. 経済への影響

4.1 奨励により国がどれだけ収入を失うか

- 法人所得税
- 機械にかかる税金
- 原材料にかかる税金

4.2 経済全体へのメリット

- タイ国内における付加価値
- 経済性、または外貨の純導入額
- タイ国内の雇用の増加
- 関連産業へのメリット

5. 政府の支援

- 5.1 奨励される必要性、および申請する恩典
- 5.2 原材料および既製品の税金構造を見直す必要性
- 5.3 タイ国外からの競争から特別な保護を受けたり、国内のメーカー数を制限する必要性
- 5.4 その他必要な政府からの支援例：電力、水、インフラなど

所在地

所在地

Office of The Board of Investment

555 Vibhavadi-Rangsit Road, Chatuchak,
Bangkok 10900
Tel: +66 (0) 2553-8111
Fax: +66 (0) 2553-8222, +66 (0) 2553-8316
Website: www.boi.go.th
Email: head@boi.go.th

Investment Services Center

555 Vibhavadi-Rangsit Road, Chatuchak,
Bangkok 10900
Tel: +66 (0) 2553-8216
Fax: +66 (0) 2553-8222, +66 (0) 2553-8316
Website: www.boi.go.th
Email: head@boi.go.th

Industrial Linkage Development Division

555 Vibhavadi-Rangsit Road, Chatuchak,
Bangkok 10900
Tel: +66 (0) 2553-8111-7
Fax: +66 (0) 2553-8325
Website: build.boi.go.th
Email: build@boi.go.th

One Stop Service Center for Visas and Work Permits

18th Floor, Chamchuri Square Building,
319 Phayathai Road, Pathumwan,
Bangkok 10330
Tel: +66 (0) 2209-1100
Fax: +66 (0) 2209-1194
Email: visawork@boi.go.th

One Start One Stop Investment Center (OSOS)

18th Floor, Chamchuri Square Building,
319 Phayathai Road, Pathumwan,
Bangkok 10330
Tel: +66 (0) 2209-1100
Fax: +66 (0) 2209-1199
Website: osos.boi.go.th
Email: osos@boi.go.th

タイ国内地方事務所

Regional Investment and Economic Center 1 (Chiang Mai)

Airport Business Park 108-110,
90 Mahidol Road, Amphur Muang,
Chiang Mai 50100
Tel: +66 (0) 5329 4100
Fax: +66 (0) 5329 4199
Email: chmai@boi.go.th

Regional Investment and Economic Center 2 (Nakhon Ratchasima)

2112/22 Mitraphab Road, Amphur Muang,
Nakhon Ratchasima 30000
Tel: +66 (0) 4438 4200
Fax: +66 (0) 4438 4299
Email: korat@boi.go.th

Regional Investment and Economic Center 3 (Khonkaen)

177/54 Moo 17, Mitraphab Road,
Amphur Muang, Khonkaen 40000
Tel: +66 (0) 4327 1300-2
Fax: +66 (0) 4327 1303
Email: khonkaen@boi.go.th

Regional Investment and Economic Center 4 (Chonburi)

46 Moo 5 Laem Chabang Industrial Es-tate,
Sukhumvit Road, Toongsukhla, Srira-cha,
Chonburi 20230
Tel: +66 (0) 3840 4900
Fax: +66 (0) 3840 4997, +66 (0) 3840 4999
Email: chonburi@boi.go.th

Regional Investment and Economic Center 5 (Songkhla)

7-15 Chaiyong Building Juti Uthit 1 Road,
Hadd Yai, Songkhla 90110
Tel: +66 (0) 7458 4500
Fax: +66 (0) 7458 4599
Email: songkhla@boi.go.th

Regional Investment and Economic Center 6 (Surat Thani)

49/21-22 Sriwichai Road, Makhamtia,
Amphur Muang, Surat Thani 84000
Tel: +66 (0) 7740 4600
Fax: +66 (0) 7740 4699
Email: surat@boi.go.th

Regional Investment and Economic Center 7 (Phitsanulok)

3rd Floor, Thai Sivarat Building, 59/15
Boromtrilokkanat 2 Road, Naimuang,
Amphur Muang, Phitsanulok 65000
Tel: +66 (0) 5524-8111
Fax: +66 (0) 5524-8777
Email: phitsanulok@boi.go.th

海外事務所

Shanghai

Thailand Board of Investment, Shanghai Office
Royal Thai Consulate General, Shanghai, No. 18,
Wanshan Road, Changning Distric,
Shanghai 200336, P.R. China
Tel: +86-21-5260-9876, +86-21-5260-9877
Fax: +86-21-5260-9873
Email: shanghai@boi.go.th

Beijing

Thailand Board of Investment, Beijing Office
Royal Thai Embassy, No.21 Guanhua Road,
Chaoyang District, Beijing, 100600, P.R. China
Tel: +86-10-8531-8755 to 8757,
+86-10-8531-8753
Fax: +86-10-8531-8758
Email: beijing@boi.go.th

Guangzhou

Thailand Board of Investment, Guangzhou Office
 Royal Thai Consulate-General Guangzhou
 No.36 Youhe Road, Haizhu District, Guangzhou,
 510310, P.R. China
 Tel: +86-20-8385-8988 ext. 220-225,
 +86-20-8387-7770 (Direct Line)
 Fax: +86-20-8387-2700
 Email: guangzhou@boi.go.th

Taipei

Thailand Board of Investment, Taipei Office
 Taipei World Trade Center, 3rd Floor, Room 3E 39-40
 No.5 Xin-Yi Road, Sec. 5 Taipei 110, Taiwan
 Tel: +886-2-2345-6663
 Fax: +886-2-2345-9223
 Email: taipei@boi.go.th

Tokyo

Thailand Board of Investment, Tokyo Office
 Royal Thai Embassy, 8th Floor,
 Fukuda Building West, 2-11-3, Akasaka,
 Minato-ku, Tokyo 107-0052 Japan
 Tel: +81 (0) 3-3582-1806
 Fax: +81 (0) 3-3589-5176
 Email: tyo@boi.go.th

Osaka

Thailand Board of Investment, Osaka Office
 Royal Thai Consulate-General,
 Bangkok Bank Building, 7th Floor, 1-9-16
 Kyutaro-Machi, Chuo-Ku, Osaka 541-0056 Japan
 Tel: +81 (0) 6-6271-1395
 Fax: +81 (0) 6-6271-1394
 Email: osaka@boi.go.th

Seoul

Thailand Board of Investment, Seoul Office
 #1804, 18th Floor, Koryo Daeyeongak Center,
 97 Toegye-ro, Jung-gu, Seoul, 100-706, Korea
 Tel: +82-2-319-9998
 Fax: +82-2-319-9997
 Email: seoul@boi.go.th

Mumbai

Thailand Board of Investment, Mumbai Office
 Express Tower, 12th Floor, Barrister Rajni Patel Marg,
 Nariman Point, Mumbai, Maharashtra 400021
 Tel: +91-22-2204-1589-90
 Fax: +91-22-2282-1525
 Email: mumbai@boi.go.th

New York

Thailand Board of Investment, New York Office
 7 World Trade Center, 34th Floor, Suite F,
 250 Greenwich Street, New York,
 New York 10007, U.S.A.
 Tel: +1 (0) 212 422 9009
 Fax: +1 (0) 212 422 9119
 Email: nyc@boi.go.th
 Website: www.thinkasiainvestthailand.com

Los Angeles

Thailand Board of Investment, Los Angeles Office
 Royal Thai Consulate-General,
 611 North Larchmont Boulevard, 3rd Floor,
 Los Angeles CA 90004, U.S.A.
 Tel: +1 (0)-323-960-1199
 Fax: +1 (0)-323-960-1190
 Email: boila@boi.go.th

Frankfurt

Thailand Board of Investment, Frankfurt Office
Investment Section, Royal Thai Consulate-General
Bethmannstr. 58,5.OG, 60311 Frankfurt am Main,
Federal Republic of Germany
Tel: +49 (069) 92 91 230
Fax: +49 (069) 92 91 2320
Email: fra@boi.go.th

Paris

Thailand Board of Investment, Paris Office
Ambassade Royale de Thaïlande
8, rue Greuze, 75116 Paris, France
Tel: +(33-1) 56 90 26 00
Fax: +(33-1) 56 90 26 02
Email: par@boi.go.th

Stockholm

Thailand Board of Investment, Stockholm Office
Stureplan 4C 4th Floor, 114 35 Stockholm, Sweden
Tel: +46 (0) 8463 1158, +46 (0) 8463 1174-75
Fax: +46 (0) 8463 1160
Email: stockholm@boi.go.th

Sydney

Thailand Board of Investment, Sydney Office
Suite 101, Level 1, 234 George Street, Sydney,
New South Wales 2000, Australia
Tel: (+61-2) 9252-4884, (+61-2) 9252-4882
Email: sydney@boi.go.th



Thailand Board of Investment
555 Vibhavadi-Rangsit Road, Chatuchak,
Bangkok 10900
Tel: 0 2553 8111
Fax: 0 2553 8315
Website: www.boi.go.th
Email: head@boi.go.th



Japanese

